

税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について

弥 永 真 生
足 田 浩

1. はじめに
 2. 税効果会計とは
 3. 税効果会計導入の段階
 4. わが国への税効果会計導入の方法
- 補論

1. はじめに

近時、内外において財務報告（財務会計情報）の適正性を確保するために、デリバティブ等の新金融商品についての会計処理基準、新外為経理基準等、次々と新しい会計処理基準が考案・検討されてきている。これらの会計処理基準は税引前当期純利益（以下、税引前利益という）を適正に算出することにそのまま直接的につながる。ただ、これらの会計処理基準は財務会計の考え方を徹底させるという方向で議論されているために、期せずして税法上の損益認識基準と乖離してしまうケースも決して少なくない。すなわち、これらの会計処理基準は税引後当期純利益（以下、税引後利益という）の（財務会計ベースでの）適正化には必ずしもそのままのかたちで直結するとは限らない。そこで、米国の会計基準

（APB 意見書〈Opinions of the Accounting Principles Board〉、SFAS〈Statement of Financial Accounting Standards〉）、国際会計基準（IAS〈International Accounting Standards〉、IAS公開草案）等では、こうした乖離によって生じた差異を財務会計のサイドで調整する会計処理の手続きを採用しており、すでに一般に公正妥当な会計慣行の1つとして実務に定着している（わが国では、現在、連結財務諸表作成上、明文で任意適用が認められている）。この会計処理の手法が本論文で取り上げる「税効果会計」であり、これは税引後利益段階で財務会計の考え方を徹底させようとする会計処理の手法であるといえよう。

本論文では、まず、2.で税効果会計の概要について説明（基本的なしくみについては、最も基本的なアイデアである期間差異、繰延法の考え方のみに従って説明）した後、3.で

本論文の作成に当たっては、大塚宗春教授（早稲田大学）、中田信正教授（桃山学院大学）、柴健次教授（大阪府立大学）、山田辰己公認会計士（中央監査法人）から有益なコメントを頂いた。なお、本論文に示された見解はあくまでも筆者の個人的見解であり、ありうべき誤りは筆者個人に帰するものである。

は税効果会計によって算出された会計情報の利用のしかたに従ってその期待される効果と商法・証券取引法上検討すべき問題点について考察する。そして、4.においては、米国の会計基準、国際会計基準における税効果会計のスキームについてやや子細に整理したうえで、わが国において税効果会計を（個別財務諸表上で）導入するとした場合には具体的にどのようなスキーム・型で導入するのが適当なのかを考えてみる。さらに、補論では、金融機関の不良債権に対する有税償却・引当と税効果会計との関係についてケーススタディーを行うこととする。

2. 税効果会計とは

(1) 税効果会計導入の必要性について

現在、わが国の制度会計上、税引後利益は、財務会計の考え方に従って算出される税引前利益から税法に従って算出される法人税等（以下、法人税という）を差し引いた額となっている。したがって、財務会計上の損益認識と税法上の損益認識との間に相違が生じる場合には、税引前利益と税引後利益との対応関係が崩れ、税引後利益段階では財務会計の考え方を貫けないことになる。

例えば、ある取引事象に対してそれによって生じた損益を財務会計上は当期に認識するものの、税法上はその損益を次期以降で認識するような場合を想定すると、その損益が税引前利益段階で当期に認識される一方で、その損益にかかる法人税は税引後利益段階で次期以降に認識されるといったねじれが生じることになる。財務会計と税法とではそれぞれ

主とする目的が異なっている（財務会計上の利益計算の主目的が、企業の財政状態および経営成績を正確に認識し、配当可能な財源を明示することにあるのに対し、税法上の課税所得の計算は、課税の適正、公正な税負担の調整を主目的としている）ため、両者の損益認識基準の間にずれが生じてしまうことは必然的である。そして、このずれは近年の企業の事業活動の多様化および財務会計の国際的調和等を背景に無視しえない問題となってきた。すなわち、税引後利益に財務会計の主目的が十分に反映されず、投資家を誤導、ひいては最適な資源配分を歪める可能性が高まってきていると指摘できる（税引後利益の有用性については後述）。また、今後、時価主義会計やヘッジ会計¹⁾などの財務会計と税法の損益認識の乖離をもたらすことが予想される新しい会計手法が導入されることになればこのずれはさらに拡大することとなろう。

こうした事態に対し、財務会計と税法との調和により解決を図ろうとする方策も考えられるが、そもそも目的の異なる両者の調和はきわめて困難である（中田[1994]）ことから、税法に従って算出された法人税の額を財務会計の目的に則して計算し直すことによって財務会計の目的にかなった税引後利益を算出する手法が考えられなければならない。もちろん、税法に従って算出された法人税の額を財務会計の目的に則して計算し直すといっても、通算して支払う法人税の総額、すなわち企業から流出する金額の合計額は税法に従って決まるものであり不変であることから、操作することはできない。しかし、前述の例の

1) これらの会計処理手法については、小川・久保田[1994]、久保田[1995]を参照。

ような損益とその損益にかかる法人税の認識期間（帰属決算期）がずれていること（ねじれ）により、税引後利益段階において企業の期間損益および決算期末の財政状態が財務諸表に正確に表示されないといった弊害を、企業が支払う法人税の額をどの会計期間の損益と対応させるかを調整することによって取り除くことはきわめて有意義なものである。

このような考えを出発点として、損益を認識する会計期間にその損益にかかる法人税を認識する会計期間を合致させること、すなわち財務会計の考え方に従って法人税を期間配分（tax allocation）²⁾する財務会計における会計処理手法を一般に「税効果会計」（Tax Allocation Accounting、または Tax Effect Accounting）と呼んでいる。すなわち、税効果会計とは、財務会計における収益または費用と税法における益金または損金の認識時期の差異によって生ずる法人税の実質的前払いあるいは課税の繰延べを財務報告に反映させる会計処理の手法であるということができよう。

（2）税効果会計の基本的な仕組み

税効果会計の基本的な考え方は前述のとおり、ある取引事象より生じた損益の認識期間とそれにかかる法人税の認識期間とを対応させることにあるが、期間差異および繰延法³⁾によって、これを単純な事例を使って示すと次のとおりである。

当期にある取引事象から財務会計上100の収益（利益）が上がったとする（単純化のため、この取引にかかった費用は0とし、当期および次期においてこの取引以外の取引は行われないものとする）。しかし、税法上は当該利益を全額次期において課税所得として認識するというケースを想定する（第1図）。この場合、税引前利益は当期100、次期0、法人税は当期0、次期▲50（法人税率は当期・次期とも50%とする）となり、税引後利益は当期100、次期▲50と算出される。これでは当該取引事象にかかる資産の流入（利益）と流出（法人税）が決算期をまたぐことになり企業の経営成績（期間損益）を適切に把握し

- 2) 期間配分の対象となる税金は、企業の所得に対して課されるあらゆる種類の税金を含む。例えば、法人税、事業税、都道府県民税、市町村民税、また法人税の前払いの性格を有する法人税より控除される公社債・預貯金などの利子、ならびに配当に対して徴収される源泉税や、法人税、住民税から控除される外国税額も含まれる。所得に対して課されるものでない事業所税、固定資産税、印紙税、関税、消費税などは、期間配分の対象となる税金には含まれない。

なお、事業税については、現行の制度会計のもとでは、税引前利益と税引後利益との間に介在する「法人税等」には含めずに税引前利益段階で経費の1項目として翌期に確認（損金にも算入）する扱いとなっていることから期間配分の対象としてはなじまないとする見解もある。

また、事業税を期間配分の対象に含めるとした場合には、便宜的に実効税率*（effective tax ratio）を使って計算を行うのが一般的である。

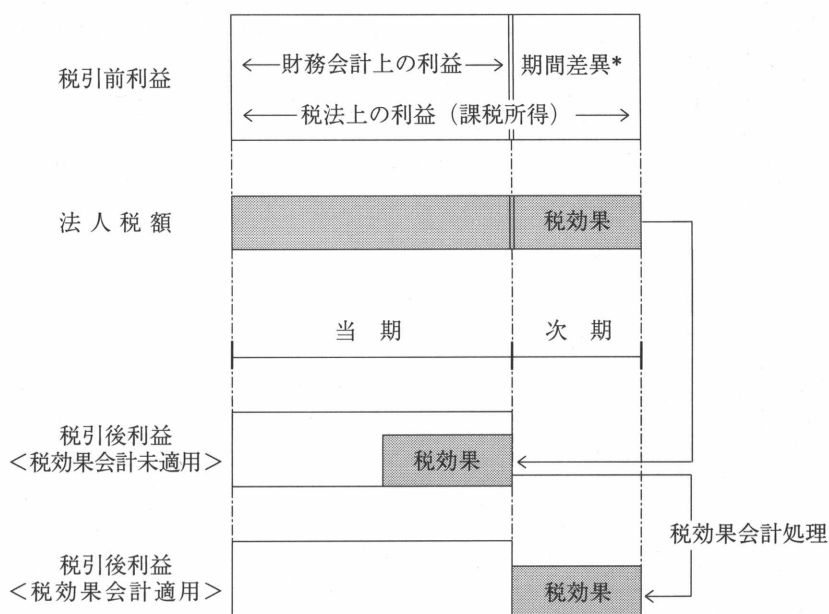
$$\text{*実効税率} = \frac{\text{法人税} \cdot \text{事業税} \cdot \text{都道府県税} \cdot \text{市町村民税の合計税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

- 3) 理論的には後述する債権債務法が優れており、わが国の商法とも整合性を有するが、ここでは、問題の所在を明確にするため、より単純な繰延法を用いて説明する。税率の変更が将来にわたって生じなければ、会計上の数値は繰延法・債権債務法のいずれによっても変わりがない。

第 1 図 税効果会計の適用例

	税効果会計未適用		税効果会計適用	
	当 期	次 期	当 期	次 期
税引前利益	100	0	100	0
法 人 税	0	▲50	0	▲50
税 効 果	—	—	▲50	+50
税引後利益	100	▲50	50	0

第 2 図 税効果会計の概念図



*財務会計上の損益認識と税法上の損益認識の帰属決算期のずれによる利益差額（後述）を指す。

にくい。

これに税効果会計を適用すると、法人税の▲50は当期に配分され、税引後利益は当期50、次期0に修正される。この会計処理を施すことにより、当該取引事象にかかる資産の流入（利益）と流出（法人税）は同一決算期に認識されるようになり企業の経営成績（期間損

益）を適切に把握できる。

なお、損益計算書上は当期に▲50を次期に+50を割り当てるという手順を踏み、計算の過程を明らかにするのが一般的であり、この▲50および+50は税効果 (tax effect) と呼ばれている。すなわち、税効果とは、収益または費用・損失の帰属決算期が、確定決算と税

務申告書との間でずれがある場合に、発生する財務会計上の利益をもとにして算定される税額と、税務上実際に納税義務を負う税額との差額ということができる。

このプロセスを概念図で示すと第2図のように表すことができる。

このように損益計算書上に税効果を認識した場合には、仕訳の反対勘定項目として貸借対照表上に繰延税金をたて、

〈当期〉

法人税（税効果）50／繰延税金 50

と仕訳をすることとなるから、当期末（次期首）貸借対照表の貸方に繰延税金が50計上されることになる。

そして、次期に法人税を支払うときには、現預金が支出され、貸借対照表上の繰延税金が取り崩されるから、

〈次期〉

繰延税金 50／現預金 50

という仕訳をすることになる。なお、この仕訳はさらに、

法人税（税効果）50／現預金 50

繰延税金 50／法人税（税効果）50

と分解することができる。

(3) わが国において未だ税効果会計が導入されていない理由

税効果会計導入により前述のようなメリットが期待できるにもかかわらず、未だわが国で税効果会計が個別財務諸表で導入されていないのは、次のような問題点（障害）があるためであると指摘されている。

まず、第1に、法人税の期間配分が可能かという点が挙げられる。税効果会計は法人税を一種の費用のように扱い期間対応原則を適用していると解される。これに対し、法人税は費用ではなく利益処分項目であるので期間対応原則の適用対象とはならないと主張する見解がある。この問題については、これまで十分な議論がなされてこなかったため、わが国では明確なかたちでの決着をみていないのが現状である。ちなみに、米国では、株主に対する分配以外は費用（損失を含む）と捉える立場をとることが一般的となっている。また、米国では利益処分と財務諸表の確定はともに取締役会の権限とされていることから、情報提供の面以外で利益処分項目と費用項目との区別を論じる重要性は乏しいというわが国との背景の違いもある。

第2に、税効果として繰り延べられる法人税の貸借対照表能力（資産性・負債性）が挙げられる。法人税を期間配分することにより、税効果が繰延税金として貸借対照表に計上されることになるが、これにより配当可能利益の計算が歪められる可能性があることについても慎重に議論しなければならない。すなわち、繰延税金の実現可能性は課税所得との大小関係に依存しており不確実である（後述）ことから、たとえ期間対応原則の適用対象と認定されたとしても、さらに期間対応原則の適用に耐えうるのかという問題をクリアしなければ税効果会計は導入できない。この問題については、法律面、スキーム面の両面から慎重に詰めていく必要がある。ちなみに、米国では、開示規制は配当規制と制度上分離されていることから、情報提供の面からのみ繰延税金の資産・負債としての妥当性を議論

すれば足りる環境にあるといえ、この問題については、APB 意見書、SFAS における税効果会計の導入というかたちで決着をみているということができよう。

第3に、税効果会計を行うという慣行が従来存在しなかったため、税効果会計が商法・証券取引法上認められると解すべきか否かの検討はなされてこなかったことが挙げられる。また、税効果会計の手続きとしては、4. (1)でみるようにいくつかのものが考えられているが、税効果会計を行っていないこともあって、その得失を検討する必要性が認識されず研究が不十分なため、企業が採用すべき税効果会計の手続き・方法が明らかではないことも指摘できる。しかし、これらは今後税効果会計を導入すべきではないという主張の根拠とはなりえない。とりわけ、企業が任意に税効果会計を採用することを許さない理由とはならない。

3. 税効果会計導入の段階

前節で税効果会計導入によって期待される効果および導入に当たって障害となってきた問題点について概観したが、より厳密に議論を詰めていくと、算出した税効果をどのようなかたち（段階）で会計情報に反映させていくかに応じてその期待される効果は変化し、またそれぞれの段階で検討すべき問題も異なってくる。

税効果の会計情報への反映のさせ方としては、期待される効果という観点からまず大きく①財務諸表上での情報提供という側面と、②配当可能利益の修正という側面に分けられ、さらに、①の側面は④注記等による開示という方法によるか、⑥損益計算書・貸借対

照表本体への算入という方法によるかに分けられよう。

そこで、以下では税効果会計の導入のしかたとして、

第1段階：税効果を注記等で開示させる。

第2段階：損益計算書・貸借対照表本体に税効果を反映させる。

第3段階：損益計算書・貸借対照表本体に税効果を反映させ、かつ配当可能利益計算にも税効果を反映させる。

という3つの段階を想定して、期待される効果および問題点について整理することとする。

(1) 期待される効果の段階別整理

まず、はじめに税効果会計を導入にするに当たって想定される3つの段階ごとに期待される効果を整理してみる。

イ. 第1段階で期待される効果

第1段階は、税効果を注記等で開示するとともに、損益計算書・貸借対照表本体には反映させないとするものである。

(イ) 税引後利益の有用性

税効果の情報としての価値を論じる前提として、税引後利益の開示情報としての重要性を確認する。

企業会計上の税引前利益と法人税法上の課税所得は一致しないのが通常である。その結果、税引前利益と法人税の金額とは対応せず、税引後利益の額が情報提供の観点からみると必ずしも有用ではない情報となっているのではないかという疑問が生ずる。税引後利益は、株主の立場からは配当可能利益を判断する最も有用な情報である。現在の株主を含む投資

家の立場からは、会社形態で事業を営む以上支払わなければならない法人税は一種の費用であり、税引後利益は企業の収益性を判断する指標として重要である。会社債権者の立場からも、無担保債権者の中で国は最も優先的な弁済を受けうる債権者であり、税引後利益は弁済の能力を示すサロゲイト (surrogate) となる。税引後利益であれ、当期末処分利益であれ、その額は弁済資力を正確に示すサロゲイトとはいえないが (弥永[1993]、p.106～)、少なくとも税引後利益が税引前利益、経常利益や営業利益よりは優れた弁済資力のサロゲイトであることは否定できない。営業利益は主たる営業活動からどの程度の収益を上げうるかを判断するための情報、すなわち、長期的な収益力を予想するための情報を提供するものであり、経常利益も中長期的な収益力の判断材料を提供するものであり、弁済資力には直結しない。ところが、法人税についてみれば、実質的な前払いがあれば将来の法人税の支払いが減少し、実質的な課税の繰延べがあれば将来の支払いが増加するから、財務報告が将来の弁済資力を判断する材料を与えることを目的とするなら、税効果会計を導入することが望ましいといえよう。

(ロ) 税効果開示のメリット

次に、税効果を開示し、税引後利益の歪みを修正するための情報を提供することの効果について考えてみる。

- a. 現在の会計制度上の税効果会計の必要性
前述したように、税引後利益の情報とし

ての意義を考えてみると、税効果会計を導入することによって、原価・費用の期間配分という思想に基づいて算出されている税引前利益と税引後利益とが対応することになり、情報価値が高まると考えられる。すなわち、税効果会計を採用しない場合には、税引後利益は、他の積立金等の現在額を知って初めて現在の配当可能利益がいかほどあるかを判断できる材料になるにすぎず、企業の将来を予測するための材料としては無意味なものとなりかねないのである。

また、税引前利益はキャッシュフロー (収入・支出) に注目して算出されたものではないから、税引前利益から単純に支出 (が予定されている) ベースの法人税を控除するのは、本来、加算減算をすべきでないものの間で減算することになり、そこで求められた差額としての税引後利益は何を意味するのかの説明が困難である。

b. 新しい会計問題への対応

税効果会計は、公正価値による認識、オフバランス項目の認識などの新しい会計処理基準を導入するに当たって、税法との乖離が生ずる場合に発生する実務上の問題の若干の解決となりうる (小川・久保田[1994]、p.13～)。すなわち、例えば、将来において税法上は取得原価基準が採用され、証券取引上および商法上は公正価値基準が採用されるような場合に、税効果会計を採用しないと、法人税の額と税引前利益の額とが対応しないことになり、⁴⁾ 情報利

4) IAS公開草案第33号では「資産を再評価した場合、資産が再評価額で売却された場合に課される税金は、負債として認識し、再評価剰余金に借記しなければならない」(パラグラフ45)としており、続くIAS公開草案第49号では「国際会計基準によって短期投資 (IAS第25号〈投資の会計〉を参照) と特定の金融商品 (IAS

用者を誤導するおそれがある。

c. 自己資本比率の国際比較可能性

企業とりわけ銀行については、その経営の健全性を判断するための情報として自己資本比率が重要性を持つ。そして、BISの自己資本比率規制は、税制の差異により利益・不利益が生ずることを回避するため、税効果を導入しているが、「銀行法第14条の2に定める自己資本比率の基準を定める件」(平成5年3月31日付大蔵省告示第55号)は、国内基準でも税効果を導入している。これは規制当局の監督のために用いられているが、投資家や預金者にとっても、税効果を会計に反映させることは重要であろう。また、自己資本比率は非金融機関の財政状態の判断にも重要である。

ロ. 第2段階で期待される効果

第2段階は、税効果を損益計算書および貸借対照表本体に算入し、税引後利益および資産・負債総額を修正しようとするものであ

る。税効果を注記にとどめず、損益計算書・貸借対照表本体に算入する意義は以下のとおりである。

会計数値は一人歩きする危険性を常に有しており、税引後利益の数値のみが他の会社のそれと比較されることになりかねない。⁵⁾しかも、各国の税制はその歴史的あるいは政治的な背景のもとで形成されてきており、また、税法の主たる目的は公平な租税の負担を図ることにあり、財務会計の目的とは異なるから、商法・証券取引法の規定あるいは企業会計に税法の規定を完全に一致させることは非現実的であるうえ、税制、とりわけ法人税制の国際的調和は困難であるから、税効果会計を導入した方が国際的な企業間比較が容易になる。また、国内企業間の比較に限っても、さまざまな租税特別措置(とりわけ課税の繰延べの効果を持つもの)が講じられているため、税効果会計を導入しないと国内の企業間比較も不十分になる。さらに、米国等では税効果

公開草案第48号〈金融商品〉を参照)を公正価値で計上し、それによる評価損益をその期の損益として認識すべきことが許容もしくは強制されている。税務当局により設定された評価損益認識のルールが当該投資と金融商品に関し、税引前利益を計算するための会計方針と異なる時には一時的差異が生ずる」(パラグラフ19)と示されている。

また、企業会計審議会の「連結財務諸表の制度化に関する意見書」(1975年6月)の三の2では、企業集団内取引にかかる未実現損益の消去に伴う税金の調整などは財務情報として有意義であると指摘しており、この理は個別財務諸表上、公正価値による認識がなされる場合にも妥当する(連結財務情報開示制度研究懇談会[1993]、p.172)。

- 5) 確かに、損益計算書および貸借対照表本体で開示するか、注記で開示するかによって、合理的な財務諸表利用者の意思決定は左右されないと考えられるが(単に経常利益などの数値に注目している投資家は惑わされる可能性があろう)、財務諸表は単に情報の開示のみを目的とするものではない。すなわち、配当、与信に関わる財務制限、役員報酬、上場審査、各種統計等は、一般に公正妥当と認められた会計原則・基準に基づいて算定される財務諸表本体の会計数値を基礎として決定される。これは、交渉コストの削減や合意の容易さを背景とするものであるが、企業を取り巻く利害の調整のために財務諸表本体の会計数値が用いられるのであれば、利害調整に必要と考えられる範囲においては財務諸表本体の数値に反映させるべきことになる(醍醐[1992]、pp.30-31)。

会計を採用していることを考えると、税効果会計を採用しないことは企業の経営成績を国際的に企業間比較するときの障害となりうる。

なお、税効果が以下のように損益計算書で開示されるとすれば、(理論上の有用性は不明であるが) 従来より実際に利用されてきた税引後利益の額も容易に知りえるし、また、期間損益計算の観点から意味付けられる税引後利益の額も知りえることになる。

税引前利益	×××
法人税	×××
税効果	<u>×××</u>
税引後利益	×××

さらには、税効果会計を導入することによって、財務会計上適正な会計処理をしても、それによる税引後利益の変化額が導入しなかった場合に比べ緩やかになるため、財務会計の考え方に従った会計処理をしやすくなることが期待できる(補論のケーススタディー参照)。

また、商法第287条の2の引当金として長期納税引当金の計上が許容されていると考えられ、かつ一部の企業が計上しているという現状は、つまみ食いの引当金の計上をもたらすのみならず、資産側の繰延税金が計上されていないという点で跛行的な会計処理がなされているという批判にさらされる。さらに、このような実務のもとでは個別財務諸表では長期納税引当金とされるが、連結財務諸表上では税効果として認識されるという不整合が生ずる(中原[1995]、p.167)。ところが、税効果会計を個別財務諸表ベースで行えば、このような問題は生じないことにな

る。

ハ. 第3段階で期待される効果

第3段階は、税効果を損益計算書・貸借対照表本体に算入のうえ、配当可能利益計算にも反映させるというものである。証券取引法上、税効果会計を導入する意義は第2段階で述べたところにとどまるが、商法上は、さらに配当規制の面からの税効果会計導入の意義としては次のような点を指摘できよう。

(イ) 会社財産の維持(資本制度)と配当規制

税引後利益が配当可能利益に直接的な影響を与えることを考えると、会社財産の維持の点から税効果会計を導入すべきか否かが問題とされなければならないが、会社債権者の保護を踏まえたうえで、前払費用、未払費用などを認め、かつ繰延資産や引当金を認める現行の企業会計、商法の立場からは、税効果会計を採用することが債権者の保護に資すると考える余地もあろう。

(ロ) 新しい会計問題への対応

公正価値による認識、オフバランス項目の認識などの新しい会計問題に対応しようとする、配当可能利益への影響が問題となる。例えば、未実現利益を配当可能利益に含めるべきか否かは議論のありうところである。そして、仮に配当可能利益に含めるとしても、未実現利益相当額のうち少なくとも現在の未実現利益に対する(将来、未実現利益が実現した時点における)法人税相当額は配当の対象とすべきではないから、税効果会計を導入することには意義がある。

逆に、現行法では、未実現損失を認識しているものがあるにもかかわらず、税効果会計を導入していないため、未実現損失に対応する法人税の額だけ、過剰な配当規制がなされ

ていると評価する余地もある。⁶⁾

(ハ) 企業の行動への影響の軽減（会計の中立性の確保）

法人税負担の期間対応の崩れにより利益の分配（期間配分）に制約が加わり、その結果として、①配当額そのものが不適切に歪められたり、②配当可能利益を捻出するためにそれ自体としては経済的に合理性の欠ける益出しとか会計処理に当たって引当金の設定を少なめにするといった行動を誘発するなど、情報提供の点あるいは会社債権者の利益保護の点からみて不都合な事態を引き起こす可能性が出てくる（補論参照）。

配当額が税引後利益の一定割合として定められるような場合には法人税の期間配分により利益分配の適正化が図られることはいうまでもない。そうでない場合においても、税引後利益（＋任意積立金＋繰越利益）が1株当たり配当額をある一定の水準に維持するために最低必要な利益額を下回るようなケースでは、税引後利益が配当総額の天井に影響するものとして効いてくると考えられ税効果会計には同様の効果を期待することができよう。

また、法人税の前払い（税効果）により税引後利益が過小に算出されたことに対して、

（1株当たり配当額を維持しようと）その利益が下押しされた額を埋めるべく企業が利益を捻出する行動に出てくることを想定するならば、税効果会計を導入し税効果を配当可能利益計算に反映させることは、少なくとも法人税の前払い（税効果）によってこのような

利益捻出行動が誘発される可能性を除去するというかたちで効いてくることが期待されよう。

なお、税効果会計を採用することによって生ずる繰延税金（借方）の資産性を認めることによって、税効果会計を採用しない場合に比べ、会社財産の流出が多くなる場合があるので、この点については留意する必要がある。

(2) 各段階における法律上の問題点についての検討

次に、本節ではわが国の制度会計の中に税効果会計を導入することを考える際に直面する商法および証券取引法上の問題について、それぞれの段階ごとに整理・検討する。

イ. 第1段階と商法・証券取引法

注記として、そのような情報を提供してよいか問題となるにすぎない。

注記における開示に関しては、計算書類規則第3条の3において、「この規則に定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により会社の財産及び損益の状況を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない」と定められ、注記事項は限定されていないから、計算書類の利用者を誤導しない限り問題はない。また、財務諸表等規則第8条の5も、「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政および経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事

6) 例えば、上場有価証券の評価損の損金算入については、法人税法施行令第68条第2号および法人税基本通達9-1-7に規定されているように厳しい条件(帳簿価額の概ね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないこと)が課されている。

項があるときは、当該事項を注記しなければならない」としており、この理は証券取引法上の開示についても当てはまる。

ロ. 第2段階・第3段階と商法・証券取引法

第2段階・第3段階では、税効果を損益計算書・貸借対照表本体に直接反映することになるため、この会計処理を現行の証券取引法および商法の利益および資産・負債の計算原則の枠内で捉えうるかどうかが問題となる（第1段階では、税の期間配分に関わる情報の有用性があれば問題はない）。すなわち、①法人税を一種の費用とみなして期間対応原則の対象項目とすることができかどうか、②繰り延べた法人税が十分な貸借対照表能力を持ちうるかどうか、③損益計算書や貸借対照表の表示について規制を加えている計算書類規則や財務諸表規則に反しないかを検討・評価する必要がある。

(イ) 法人税の費用性

税効果会計は法人税の費用性を論理的な前提とするため、わが国の企業会計ないし商法および証券取引法において法人税を費用と評価できるかが、第2段階、第3段階では問題となる。

法人税が利益処分項目であるか費用項目であるかを巡っては、1960年代に会計学界において論争があったが、現在では下火になっており、現行の計算書類規則第43条2項、財務諸表規則第95条の5、または企業会計原則第二損益計算書原則八などは、いずれの見解とも整合性を有するように読むことが可能である（計算書類規則制定前には、法人税は利益処分項目と解されていたにもかかわらず〈中島省吾[1960]、p.46など〉、このような規定のしかたになっていることから、沿革的にみると費用説の方が若干有力であろう）。しかし、税効果会計は法人税の費用性を論理的な前提とするので、この問題を検討する必要がある。

従来、財務会計の観点からは①会計主体論からのアプローチおよび②税額算定方法からのアプローチに基づいて議論がなされ（武田[1965]、pp.68-69）、財政学の観点からは、③税金の本質からのアプローチがとられてきた。ここで問題とすべきはもっぱら財務会計の立場から、法人税をどのように捉えるかという点であるから、財政学の観点からの考察⁷⁾にとらわれる必要はない（武田[1965]、

7) 岡部[1951、1952]は、税金の本質に関する諸学説を、大きく①租税利潤説、②租税損益説、③租税費用説の3つに分類している。

① 租税利潤説

法人税の場合、課税の対象が所得（利潤）であることを根拠とするが、所得を課税標準とする税金が、企業側からみて費用性を有しないとすると根拠はないとする見解。

② 租税損益説

所得を課税対象とする税金は利益処分項目、その他の税金を費用項目として捉え、法人税のように損金に算入が認められない税金は利益処分であるとする見解。

③ 租税費用説

企業活動の前提として法的保護や産業の育成・道路の整備などが必要とされるから、そのような費用を支弁するために徴収される税金は企業にとって費用性を有するとか、自己資本に帰属しないものは利益とはならないが、税金が控除された後の剰余のみが自己資本に帰属するから、税金は費用であるとする見解。

p.69)。

a. 第2段階における法人税の費用性の検討

株主にとっての利益、株主に帰属する資本を明らかにすることを財務会計の目的であると解すると(株主主体的な立場)、純利益算定は投下資本の利益の測定を目的とするものであって、配当のみが利益処分であると考えられる。他方、(株主とは別個独立の)企業自体に帰属する利益を明らかにすることを財務会計の目的であると解すると(企業主体的な立場)、利益決定の目的は管理能率⁸⁾を判断するために必要な純利益の決定に求められ、管理の対象となりうる項目のみが費用項目であることになるが、法人税は企業努力によって減少させることができるものではないから、利益処分項目であると考えられると、会計学者によって説明されてきた(中島[1960]、p.50、武田[1965]、pp.69-72)。また、純利益は従業員、政府、債権者、出資者に利用する額として規定されなければならないとすると、賃金、租税、借入金利子、配当等はすべて利益の分配項目となることを根拠に法人税の利益処分項目性を指摘する見解もある(武田[1965]、p.72)。さらに、企業の所得(純利益)を課税標準として法人税の課税がなされることも利益処分項目説の根拠として指摘される(岡部[1955]、pp.40-42)。

しかし、天災や火災、盗難などによる損失は管理の対象とはならないにもかかわらず、広義の費用とされ、利益処分項目とは

されない。また、賃金等を利益処分項目と考えると、費用項目にはいかなるものが含まれるかという疑問が残る。さらに、例えば純利益の一定割合に相当する金額を従業員賞与として支給したり、寄付するという一事をもってそれらが利益処分であるとはいえないのと同様、法人税も利益処分項目であるとは断定できない。財務諸表上の利益が利益処分の対象となる「利益」と一致するとは限らないのであって、金額の決め方で利益処分項目となったり、ならなかったりするとは考えがたい。

b. 第3段階における法人税の費用性の検討

以上の議論に加え、以下に述べるところからみて、商法の見地からは、法人税は利益処分項目ではないというべきであろう。

第1に、商法第283条は、利益処分を株主総会の権限としている。ところが法人税の支出には株主総会の決議を要しないと考えられており、このことは、商法上、法人税を利益処分項目と考えていないことを示すものといわざるをえない。

第2に、賃金、租税、借入金利子、配当等はすべて利益の分配項目であるという見解を会計学上も商法上も前提とはしていないのであって、かえって、対価の受入れが必ずしも期待できない寄付金や政治献金が費用であると考えられていることとのバランスからも、法人税は費用であると考えべきであろう(中島[1960]、p.50)。すなわち、法人税が政府が与えるサービスないしは特権の対価であると考えるのであれ

8) ここでは、管理能率という用語を、「企業(またはその経営者)が企業の財産をどの程度効率的に運用して利益を上げたか」という意味で用いる。

ば、収益獲得のための犠牲として費用性を有すると解するべきであるのはもちろんのこと、寄付金等が間接的に企業の長期的な利益に貢献するあるいは企業活動が阻害される事態を回避するために有用であることを根拠として費用性が認められる以上、多くの法人税を納めた者が多くの政府サービスを受けられるものではないために、法人税が政府サービスと一対一の対価とは認められないとしても、その費用性を認めることの妨げとはならない。商法は、企業にとって直接的に利益をもたらすような価値の犠牲でなければ費用となりえないとは考えておらず、広く費用性を認めている。仮に、その価値の犠牲が企業に利益をもたらさない場合であっても、「損失」と捉えられ、利益処分とは解されない場合があるのであって、費用でなければ利益処分項目であるという議論は大雑把すぎる。そして、支出が強制されていることが費用性を認めるうえで障害となる根拠は見出せないのみならず、強制されている場合には、株主の意思に関わらしめる余地がなく、利益処分項目と解する実益がない。

第3に、商法計算規定は、配当可能利益の算定を主目的としており、法人税は配当可能利益を減少させる点で、費用性を有しているとみるのが適切である(並木[1960]、p.63など)。管理能率の判断のためには、表示方法を工夫すれば十分である。

第4に、とりわけ、法人税法および租税特別措置法における繰延資産や準備金のた

めに、商法における資産・費用と法人税法等における資産・損金との間に食い違いが生ずることは(商法上利益処分とされるものが法人税法等では損金とされ、他方、商法上費用とされるものが法人税法等では資産とされる場合がある)、現在の制度においては当然のことである。このことは、税法の立場からは、企業の利潤(利益)から法人税が支払われると評価できても、商法の立場からはそのように解するべきであるとは必ずしもいえないことを示している。結局、目的に応じて、概念と定義は定められるのであるから、法人税の立場から税引前の利益が利潤とされることと商法の立場から税引後の利益が利潤とされることは両立しうるのであって、税法の立場からしかみないのは片落ちといわざるをえない。すなわち、税法上の損金と商法上の費用・損失とは必ずしも一致しないことは理論的にも認められ、現実にも観察されるところであり、また、その両者をできるだけ一致させる確定決算主義は租税行政上の便宜や会社の会計処理の便利のために採用されているのである。したがって、損金算入の可否を基準として費用と利益処分項目とを分けることはできないのであって、税法における税額算定方法のみを根拠として、法人税の費用性を否定することはできない。なお、税法は法人税を明示的に損金に含めないこととしているのであって、法人税を商法上費用と解することが税法に悪影響を与えるということもない。⁹⁾なお、法人税が

9) 税法の研究者からは、税法が何を損金とするかは、本来、約束事の世界であり、損金とされないことは費用性を否定する根拠とはなりえないと指摘されている(増井[1995]、p.36)。また、酒巻・新井[1966](pp.105-114とりわけpp.113-114)を参照。

金額不確定な債務であるとか負債であることを根拠に利益処分項目ではないとする見解があるが（上田 [1964]、p.234、味村 [1963]、p.22など）、未払配当金も負債であることから適切な論拠とはいえない。

(ロ) 繰延税金の貸借対照表能力

さらに、第2段階、第3段階では、繰延税金の貸借対照表能力すなわち資産性・負債性が問題となる。しかし、わが国の商法および証券取引法は資産、負債の概念を明確に規定していない。そのためか、従来、資産をどのような価額で貸借対照表に計上するかという問題（評価問題）に比べ、貸借対照表に計上される資産・負債にはどのようなものが含まれるかという問題（貸借対照表能力問題）に関しては、十分な検討がなされてきたとは必ずしもいえない。

a. 第2段階における繰延税金の貸借対照表能力の検討

連結財務諸表において、法人税の期間配分が認められていること（連結財務諸表規則第11条）は、繰延税金の資産性・負債性が証券取引法において認められていることを前提とすると、最も自然に説明することができる。

(a) 繰延税金（貸方）の負債性

証券取引法との関連で、負債概念が明確にされたことはないが、証券取引法は開示（情報提供）を目的とすることを踏まえると、会社の将来の損益・キャッシュフローに関する情報が重要であることから、①法律上の債務のみならず、道徳的または経済的な観点から生ずる資産の引渡しまたは使用を通じて将来の経済的便益の犠牲を引き

起こすことが期待されるものを含むと考えることが適切である。また、②その発生原因が貸借対照表上の記載日以前に存在することが必要である。さらに、③貨幣的に評価が可能であり、理論的な裏付けを有する評価方法の1つによれば、その評価が明確に行いうるものであることが負債性を認めるためには必要である（弥永 [1994]、p.100）。

繰延税金（貸方）は、法律上の債務ではないが、会社が将来にわたって利益を上げるとすると、①の要件は満たすと考えられる。将来に十分な損失が生ずるとすれば、繰延税金に相当する納税は発生しないが、そのような仮定を置く必要はないし、継続企業の公準を前提に期間損益計算を行うのであれば、将来の損失発生を仮定すべきではないからである。将来も利益が生ずるのであれば、繰延税金相当額の納税が将来の一定時点で生じ、将来の経済的便益の犠牲が会社にもたらされるからである。また、③の要件も、諸外国においては、税効果の会計処理について若干の差異はあるにせよ、方向性は定まっており、日本においても公正妥当な会計処理と認められうるから、将来の損失発生を前提としなければ、満たされる。②の要件は、将来における繰延税金に相当する納税義務の発生は当期収益を計上する原因となった事象と密接に結び付いているから、会計上は満たされると考えてよいであろう（確かに納税義務は課税処分がなければ発生しないという点では問題が残るが、「発生原因」は経済的実質を捉えて広く解していくべきである）。

したがって、繰延税金（貸方）の負債性¹⁰⁾を証券取引法の観点から認めることはできる（日本公認会計士協会近畿会研究部「提言—税効果会計の採用について—」〈昭和56年9月16日〉は経済的実質面からみて、負債としての機能を有すると主張していた）。

(b) 繰延税金（借方）の資産性

証券取引法上、資産概念は必ずしも明らかではないが、もっぱら情報を提供するという観点から考えてみると、①資産は過去の取引または事象の結果として、貸借対照表上の記載日時点で会社の支配下にあり（会社が処分または排他的な使用収益権能を有していること）、②将来において経済的便益・サービスをもたらすことが期待されるものであり、換金性を必ずしも必要としない。ただし、③貨幣的に評価が可能であり、理論的な裏付けを有する評価方法の1つによってその評価が明確に行いうるものであることが、資産性を認めるためには必要である（弥永[1994]、p.98）。

①および③の要件は、(a)での考察と同様、満たされると考えられる。②の要件については、将来の法人税等要支払額の減少が発生するか否かに依存しており、不確実性を有するが、企業会計においては多少の不確実性は避けることができず、従来より資産性が認められてきた項目に比べ、繰延税金（借方）が将来の経済的便益の流入につながる可能性が高いとは解することができない。

したがって、繰延税金（借方）の資産性を証券取引法の開示規制の観点から受け入れることは可能である（前掲日本公認会計士協会近畿会研究部「提言」は資産としての機能を有するとしていた）。

b. 第3段階における繰延税金の貸借対照表能力の検討

(a) 繰延税金（貸方）の負債性

学説においては、商法上の負債は、法律上の債務に限られると考えられてきた（この立場からは、第287条の2の引当金は例外的に貸借対照表能力が認められたと位置付けられる）。ただし、法律上の債務には、確定債務のみならず、不確定債務や停止条件付債務も含まれる。また、費用の見越し（引当金など）も本来負債に含まれるという見解もある（西山[1990]、p.575～等）。

配当可能利益算定目的との関連においては、会社債権者の保護が中心となる。会社債権者保護の観点からは、倒産時に倒産会社に対する債権として扱われるものを負債というと考えれば十分である。このことから、非金銭債権や不確定金銭債権であってもよく、条件付債権または将来の債権であっても負債として計上することが原則となる（破産法第22条、第23条、商法第125条4項、第430条1項、会社更生法第117条、第118条）。この観点からは、a.(a)でみた②、③の要件を満たすものであって、①法律上の債務（債務不履行に対し少なくとも損害賠償請求をなしうる債務）であるものを負債と考えれば十分であるともいえる（弥

10) 「可能性が高い」という要件を付加すべきか否かが問題となるが、付加しても負債性を認めうる程度の「可能性が高い」繰延税金（貸方）は存在する。以下、資産の要件についても同じ。

永[1994]、p.99-100)。そして、株主の配当請求権を不当に縮小しないという観点からは、法律上の債務でないもので負債とされるのは、商法が明文で認める引当金の要件を満たすものに限られるという考え方にも一理ある。また、資産の認識・計上の要件との整合性も考えなければならない。しかし、法律上の債務に限定せず、拡張することは、負債の計上額を増加させ、会社財産の維持につながる点で保守主義的であり、会社債権者の利益にもなる。

そこで、商法上、繰延税金（貸方）は負債性を有するかを検討してみると、繰延税金（貸方）は法律上の債務ではないので、①の要件は満たさない。しかし、①の要件を満たさないとしても、商法は明文で引当金の設定を認めており、繰延税金は引当金の要件を満たす。すなわち、③将来の特定の損失または費用に対するものであること、⑥その発生が当期以前の事象に起因していること、⑦費用や損失を生ぜしめる事象の発生の可能性が高いこと、⑧その金額を合理的に見積もれること、の4つが引当金設定の要件であるといわれているが、③の要件は、法人税を費用と考えればもちろんのこと、仮に法人税を費用そのものとは評価できないとしても、会社にとっては少なくとも損失に当たるといえるから満たされる。⑥の要件も当期において収益が上がったことに起因するから問題はないし、⑦の要件も、将来利益を上げることが会社は期待しているし、また徴税主体も存続することが相当程度確実である以上満たされる。⑧の要件も将来の損失発生を前提としなければ、満たされるというべきである。

(b) 繰延税金（借方）の資産性

商法における資産概念は必ずしも明確ではないが、リース資産・所有権留保付資産についての開示を商法計算書類規則で求める際に、リース資産等は当然商法上の資産に当たるという指摘がなされていた。

ところで、昭和49年改正前企業会計原則は、「貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、一定の時に保有するすべての資産、負債及び資本を…記載しなければならない」としており、「保有する」という文言からは有形物を主として念頭に置き、支配可能性をメルクマールとして資産概念を捉えていたとみる余地があるが、資産を法律上の権利を有するものに限るとすると、のれんやノウハウを含めることができないので、狭すぎるとして、商法上の資産概念を財産的価値のあるものと定義するのが、かつては商法の研究者の間では多数説であった（この見解から、繰延資産は例外的に貸借対照表能力を認められたと位置付けられる）。これに対して、繰延資産も将来の費用として当然資産であるという見解もある。さらに、財産権としての資産と費用繰延べとしての資産という二重構造であるとする見解がある。

商法計算規定の目的の1つは適正な配当可能利益額算定であり、資本維持を通じた債権者保護を図るためには、原則として、換金可能性を有するものであることが理論的には要求される。しかし、配当規制は社会的合意によって決定される面を有する。いかなる部分を配当可能とするかは、まさに利益衡量的、政策的に決定される事項だからである。すなわち、現在および将来の株

主と債権者の間の利害を調整するという観点から社会的な合意を得たものであればよいという面を有する。したがって、換金可能性を有しないものであっても、法律によって貸借対照表能力を認めることはできるし、「公正ナル会計慣行」により資産性が認められている項目についても、商法上、資産性が認められるのは当然である。確かに、損益法および取得原価主義によって算定された配当可能利益が資本制度と整合性を有するのかという根本的な問題はあつものの、資本制度による会社債権者保護を損なわないように資産概念は考えられなければならない。したがって、資産として認められる要件として、前述 a.(b)における②は配当規制の観点からはやや広すぎるとも考えられるのであるが（弥永[1994]、pp.97-98）、例えば前払費用は換金性がないと評価してもよいにもかかわらず、損益法のもとでは資産性が認められることに疑いはない。また、のれんは十分な換金性を有しているかについて疑問が残るにもかかわらず、商法は資産性があることを前提としているし、多数説も資産性を認めてきた。そこで、商法の資産は、法律上の権利（物権、債権〈用役の給付請求権を含む〉、無体財産権など）および法律上の権利でなくとも換金性のあるものを原則として含み、繰延資産は商法の明文によってとくに認められたものであると考えるべきであろう。

ここで、繰延税金（借方）の資産性を検討すると、繰延税金（貸方）の負債性の有無の議論におけると同様、①および③の要件は満たしていると考えられるべきである。しかし、繰延税金（借方）には売却可能性と

いう意味での換金性はないし、また通常想定される法律上の権利でもない。ところが、繰延税金（借方）は、将来、利益が十分に上がった場合には、納付すべき税金を減少させる効果を有する。確かに、企業が倒産した場合に払戻しを受けることができるようなものではないが、そのような事態は前払費用一般についても、契約条項いかんによって生ずることである（用役の提供を受けている企業が倒産した場合に、前払費用相当額が倒産した企業に必ずしも返還されるわけではない）。

他方、商法上、繰延資産は限定列挙されていると解され、繰延税金（借方）は列挙されていないことから資産性に疑いがあるのではないかという問題が考えられる。しかし、繰延税金（借方）は繰延資産よりも資産性が強いと考えられる。繰延資産は、④代価の支払いが完了し、またはその支払債務が確定しており、⑤これに対する役務の提供を受けており、⑥受けた役務の効果が将来にわたって発現することが期待されるものである。これに対し、繰延税金（借方）は、換金性を有しない点では繰延資産と共通するが、まず、将来の時点で企業が十分な利益を上げる場合には課税所得を減少させる効果を有しており、⑥の要件を満たす（単なる期待にとどまり、かつ金額的には将来の便益の流入を把握できない）にとどまる繰延資産に比べて、将来の経済的便益の流出を防ぐ蓋然性が高く（蓋然性が低いと判断される部分については、貸借対照表に計上されないと考えれば十分である。）、金額的にも把握できる点で資産性が強い。また、仮に法人税の全部または一部

が国家的・公共的なサービスの対価としての性質を有すると考えると、未だ用役の提供を受けていないことになり、繰延税金(借方)は前払費用と同様、用役の受入れが終了していない部分に対応する給付債権を示す面を有することになり、⑥の要件を満たすにすぎない繰延資産よりも資産性を認めやすい。したがって、繰延資産が限定列挙されていることの一事をもって、繰延税金(借方)に資産性を認めないことは妥当ではない。また、前払費用に比べると資産性は若干乏しいが、前払費用に近い性格を有すると考えることができよう。¹¹⁾

(イ) 計算書類規則・財務諸表規則との整合性
まず、計算書類規則第43条2項は、「税引前当期利益から控除すべき法人税その他の税はその内容を示す適当な名称を付して…記載しなければならない」と定めるが、税効果会計適用後の法人税を記載することは、条文の文言からは許されないとはいえない。また、資産または負債として繰延税金を計上することを妨げる規定はなく、計上する場合には、1年基準によって流動と固定に分けるのが適当であろう。

これに対して、財務諸表規則第95条の5は、「当該事業年度の法人税並びに都道府県民税及び市町村民税として納付すべき額は…税引前当期純利益金額から控除する形式で表示し、その控除後の額を、当期純利益金額として表示しなければならない」と要求しており、税効果により調整された法人税の金額を損益計算書本体に記載することはできないように

思われる。したがって、証券取引法上は、個別財務諸表本体には税効果を導入できないと考えるのが一般的であろうが、財務諸表規則は税効果会計を採用していない場合の表示を定めたものにすぎず、税効果会計を禁止する趣旨は含まれていないと解される(税効果会計が証券取引法上許容されるか否かは実質的に判断すべきである)。確かに、第95条の5、6、財務諸表規則取扱要領様式第2号などからは、損益計算書の末尾に税効果を反映させることはできないが、税効果を個々の収益項目、費用項目に損益計算書本体では反映させ、税効果の合計額については注記することとすることは許容されると考えられる(つまり、現行の財務諸表規則上も後述する税引後法の表示方法にならうことは可能である)。

(3) 小括

各段階における期待される効果および法律上の問題点をマトリクス形式に整理すると第3図のようにまとめられよう。

この図から、期待される効果については、第1段階から第2段階、第3段階と進むにしたがってメリットとして挙げられる項目が増していくのがわかる。他方、法律上の問題点についての検討の結果、税効果会計は一応許容されていると考えられるものの、第2段階・第3段階に関してはなおも検討の余地が残っているといえよう。そして、もし商法・証券取引法上の疑問を全く解消するために法改正を行うとすれば、前述のとおり証券取引法・商法各々の問題としては配当規制と結び

11) 前掲日本公認会計士協会近畿研究部「提言」は、金額・期限が不確定な債権あるいは解除条件付債権であるとするが、不確定期限付債権または停止条件付債権とみる方が適切であろう。

第3図 期待される効果および法律上の問題点

	期 待 さ れ る 効 果	商法・証券取引法上の問題点	
第1段階	財務会計上正しい期間損益と財政状態を算出するための情報提供	注記事項としての妥当性	
第2段階	企業間比較可能性の向上	法人税の費用性 & 繰延税金の貸借 対照表能力	証券取引法上
第3段階	配当の期間配分の適正化		商法上

付く点で第3段階での導入に伴う問題の方がより調整に手間取ることになろう。しかし、証券取引法上の問題をクリアできれば、そのまま第2段階での導入が可能であるというわけにはいかない。証券取引法は商法と一元的に運営されており、第2段階での導入を考える場合には、商法とのリンクを断ち切るか、商法上の問題も同時にクリアし一元的な運営を保つかという途を選ばざるをえない。証券取引法と商法との関係を崩し、¹²⁾二元的な運営に移行することにはかなりの追加的コストがかかると予想され、後者の途を選択することの方がむしろ現実的であると考えられる。

もっとも、時価主義会計、ヘッジ会計などの証券取引法上認められても現在のところ商法上は認められていないと考えられる新しい会計手法の導入についての議論に限っていえば、これらの会計手法がそのようなかたちで

導入されること自体が証券取引法と商法の二元的な運営への移行を前提としているので、これらの会計手法が導入された時点ですでにこの移行に伴う追加的コストは負担されていると考えることができよう。

4. わが国への税効果会計導入の方法

3.における法律上の問題点の検討により、わが国の証券取引法・商法のもとでは、第1段階・第2段階・第3段階のいずれの段階においても税効果会計を導入することが許容されうることが明らかになった。すなわち、各法律上で法人税の費用性が容認され、繰延税金の貸借対照表能力についても一定のレベルが確保されれば、税効果会計の導入は商法および証券取引法上許容されるとの結論に一応達した。

そこで、次に、繰延税金の貸借対照表能力

12) この場合、商法第290条1項4号、5号のように配当可能金額からの控除項目に税効果部分を追加することが考えられる。ちなみに、ドイツでは、商法典において、繰延税金（貸方）について貸借対照表への計上を認める（第274条1項）一方で、繰延税金（借方）については「貸借対照表計上補助」（本来は商法における貸借対照表能力が与えられないにもかかわらず、法の規定により貸借対照表への計上の可能性が認められる項目）としてという条件付きで貸借対照表への計上を認める（第274条2項）といった規定のしかたをしている。すなわち、利益処分後に自由に利用できる利益準備金に繰越利益および繰越損失を加算した額が、その借方繰延税金計上額以上となる場合にのみこれを行うことができるとされている（郡司[1994]）。

の確保など、スキーム面からの詰めという次元に議論を進め、会計制度として導入・運営していく途を展望する。

(1) 米国の会計基準・国際会計基準における 税効果会計のスキーム

はじめに、議論の手懸かりとして、米国の会計基準（APB 意見書、SFAS）、国際会計基準（IAS、IAS 公開草案）および日本公認会計士協会作成の「連結財務諸表作成要領」で紹介されている税効果会計のスキームに基づき、その基礎となっている考え方について順を追って整理してみる（なお、米国の会計基準、国際会計基準の具体的な内容およびその変遷については後掲一覧表を参照）。

イ. 財務会計上の利益と税法上の利益の差異

確定決算において算出される会計利益（accounting income、税引前利益を指す）と税務申告に際し算定される課税所得（taxable income）の間、すなわち、益金・損金と収益・費用の認識基準の間には差異が存在する（第4図）。そして、この差異に伴い財務会計理論上計上されるべきと計算される法人税額と税法に基づき実際に支払われる法人税額の間に差異が生じることになる。税効果会計とは、この法人税額の差異のうちその後解消されることが見込まれる差異のみを対象として期間

配分により調整を図ろうとするものである（後述）。

法人税額の差異がその後解消されることが見込まれるものなのか否かは、その原因となっている会計利益と課税所得との差異のそれに依存していることはいうまでもない。そこでまず、米国の会計基準・国際会計基準はいずれも会計利益と課税所得との差異を大きく次のような2類型に分けて整理している。

① 期間差異（timing differences）・一時的差異（temporary differences）

特定の決算期では、会計利益と課税所得とに差異があっても、複数の決算期で通算すると加算と減算が相殺し合って最終的には消滅する差異を「期間差異」もしくは「一時的差異」と呼んでいる。すなわち、財務会計では発生計上するが、税務計算では当該決算期に発生計上が許されない項目がこれに該当し、例としては、減価償却費、有税引当金などの否認と認容が挙げられる。

なお、「期間差異」と「一時的差異」とは若干異なる概念として用いられている。すなわち、「期間差異」が会計利益（税引前利益）と課税所得との差異のみを含んでいるのに対し、「一時的差異」は税法上と財務会計上の資産・負債金額の差異（将来

第4図 課税所得と会計利益

『税法上の利益』			
taxable income		taxable revenues	deductible expenses
課税所得	=	益金	－ 損金
『財務会計上の利益』			
accounting income		revenues	expenses
会計利益	=	収益	－ 費用

の税額に影響を与えるもの)すべてを含んでいる。¹³⁾例えば、株主持分を直接増減させる税効果に関してその相違点を見ることが出来る。いま、長期保有目的の有価証券の評価替 (revaluation) を行い、その評価益・損(税法上は益金・損金に含まれない)を損益計算書を通さずに株主持分に直接組み入れるケースを想定する。この場合、損益計算書上での相違(会計利益と課税所得の間の相違)は生じないので、「期間差異」としては認識されない。しかし、貸借対照表においては、財務会計上の簿価(資産の金額)が増減する一方で、税法上の簿価(資産の金額)は不変であるため差異が生じる。よって、定義によりこの差異は「一時的差異」の範疇に含まれることになる。

すなわち、財務会計上と税法上の差異の定義として「一時的差異」を採用し、税効果額の計算方法として「債権債務法」を採用する場合(SFAS第96号、SFAS第109号、IAS公開草案第49号が該当)には、この評価益・損にかかる税効果は繰延税金資産・負債に組み入れられることになる。他方、IAS公開草案第33号のように、「債権債務法」を採用しているものの、財務会計上と税務上の差異の定義として「期間差異」を採用しているケースでは、この評価益・損にかかる税効果は繰延税金資産・負債に組み入れられないことになろう。

② 永久的差異(permanent differences)・その他の差異(other differences)

会計利益と課税所得の差異のうち、前述の「期間差異」もしくは「一時的差異」以

外の部分、すなわち、他決算期との相殺ができない差異を「永久的差異」もしくは単に「その他の差異」と呼んでいる。例えば、受取配当金や地方債利子は益金不算入項目で、今決算期は回避できたが将来において課税されるといったものではない。これらは、課税を回避する効果が永久的で、他決算期との相殺ができないので「永久的差異」・「その他の差異」に該当する。また、交際費の限度超過額や寄付金の限度超過額は損金不算入項目で、超過した決算期の租税負担が増えるだけで、将来の租税負担を軽減させないので、これらも同様に「永久的差異」・「その他の差異」に該当する。

なお、国際会計基準上では「永久的差異」は前述の「期間差異」に対応するものとして定義されており、「その他の差異」は「一時的差異」に対応する概念として用いられている。

ロ. 税効果会計の適用の範囲

損益計算書において、税引前利益までは期間対応の原則がすでに適用されており、法人税が費用とみなされるならば、当期に負担すべき税額は税引前利益に見合う額でなければならない(これが「期間対応原則の要請」である)ということになる。

期間差異もしくは一時的差異は、会計利益(税引前利益)と課税所得との間の期間的ずれを含むが、これによって税引前利益と申告税額との期間対応が崩れることになる。よって、期間対応原則の要請に従って過去・現在・未来の申告税額の中の期間差異・一時的差異にかかる法人税額(税効果)を、その

13) 詳細については、SFAS第109号付録パラグラフ114～124を参照。

期間的ずれに応じて他の期間に配分 (allocation) すべきであると米国の会計基準、国際会計基準のいずれも規定している。

他方、永久的差異もしくはその他の差異は期間的なずれではなく、そのずれは永久的に解消されるものではない。よって、永久的差異にかかる税効果は、期間対応原則の要請の対象とはならず、他の期間に配分せず、申告した期にそのまま費用として計上すべきであるとされている。

さらに、国際会計基準ではこのことを前提としたうえで、期間差異・一時的差異のうちどこまでを期間配分の対象とするかを巡って2つの方法を紹介している。すなわち、期間差異・一時的差異のすべてに対して期間配分を適用する「全面的配分法 (comprehensive allocation)」と、限られた範囲内で行う「部分的配分法 (partial allocation)」の2通りの方法である (第5図)。

この2つの方法の基本的な考え方は次のとおり整理できよう。

① 全面的配分法

全面的配分法は、期間差異・一時的差異のすべてに対して税効果会計を適用しなければならないとするものである。これは、会計利益 (税引前利益) が発生主義に基づいて算定されているので、それに対応する税効果についても発生主義を一貫適用すべきとする考えに基づくものであるといえ

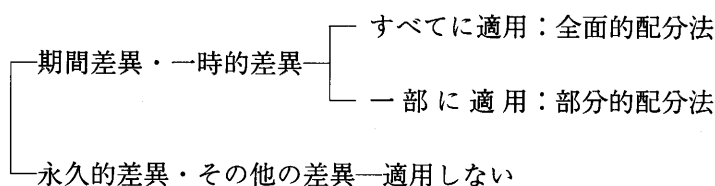
る。反復的差異 (recurring differences) の扱いについても (第6図の事例を参照)、古い期間差異・一時的差異の消滅と新しい期間差異・一時的差異の発生がその効果を相殺するとしても、その発生の事実・解消の事実を変えるものではなく、しかもその差異が継続するという保証はないと考え、期間配分の対象に含めるとしている。

② 部分的配分法

部分的配分法は、短期 (IAS 第12号では3年を区切りとしている) に消滅する非反復的差異についてのみ税効果を認識しなければならないとする方法である。したがって、反復的差異の扱いについては、この差異が税金支払いの無期限の延期をもたらす時には、これについて税金の配分を必要としないとしている。これは、無期限に延期される税金の支払いや回収は遠い将来の偶然性を含むものであり、これに関する税金配分は費用の過大表示や過小表示をもたらすし、利益の算定を歪めるものであるという考えによるものである。

両者は反復的な差異の取扱いにおいて意見を異にしている。すなわち、全面的配分法が、反復的に発生する期間差異・一時的差異についても、それが生じた決算期において税効果が認識されるべきであるとするのに対し、部分的配分法においては、税金の繰延べが固定化しあるいは増加すると見積もられる限り、

第5図 税効果会計の適用範囲



第6図 反復的差異の発生例

〈設定条件〉

- ・各年度の期首に取得原価1,000円の機械を購入する。
- ・各機械の償却期間は4年で残存価額は0とする。
- ・財務会計上は定額法で、税務申告書上は級数法で償却する。
- ・各年、十分な課税所得が出ている。
- ・法人税の税率は50%である。

〈貸借対照表〉

	機 械				
	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
機 械 No. 1	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
機 械 No. 2		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
機 械 No. 3			1,000円	1,000円	1,000円
機 械 No. 4				1,000円	1,000円
機 械 No. 5					1,000円
合 計	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	4,000円
償却累計高	250円	750円	1,500円	2,500円	2,500円
未償却原価	750円	1,250円	1,500円	1,500円	1,500円

〈損益計算書〉

	減 価 償 却				
機 械 No. 1	250円	250円	250円	250円	
機 械 No. 2		250円	250円	250円	250円
機 械 No. 3			250円	250円	250円
機 械 No. 4				250円	250円
機 械 No. 5					250円
合計①	250円	500円	750円	1,000円	1,000円

〈税務申告書〉

	減 価 償 却				
機 械 No. 1	400円	300円	200円	100円	
機 械 No. 2		400円	300円	200円	100円
機 械 No. 3			400円	300円	200円
機 械 No. 4				400円	300円
機 械 No. 5					400円
合計②	400円	700円	900円	1,000円	1,000円

〈税効果〉

期間差異③－①	150円	200円	150円	---	---
税 効 果 額	75円	100円	75円	---	---
累積税効果額	75円	175円	250円	250円	250円

多分短期には消滅することがないゆえ、その差異発生時に認識される必要性は存在しないとしている。

ここで、反復的に生じる期間差異により税金の支払いが財務会計上無期限に延期される問題について、事例を使って考えてみる（第6図）。

この事例では、全面的配分法であれば毎期税効果を認識するが、部分的配分法においては、1～3年目にかけて増加し、3年目以降は固定化するから、税効果は認識しないことになる。

どちらの方法を採択するかについては、①累積税効果額すなわち繰延税金資産・負債の貸借対照表上の項目としての妥当性や、②計算の客観性および検証可能性などの観点から分析を行い、総合的に判断される必要があろう。なお、国際会計基準では選択制がとられてきたが、最新の公開草案では全面的配分法を採用する方向が示されている（米国の会計基準では従来より全面的配分法がとられてきたと解釈される）。

ハ．税効果の計算方法

税効果を会計処理する方法としては、米国の会計基準 APB 意見書第11号において、①繰延法（deferred method）、②債権債務法

（liability method）、③税引後法（net of tax method）と呼ばれる3つが紹介されている。¹⁴⁾

その概略は次のとおりである。

① 繰延法

繰延法とは、税効果を貸借対照表の繰延税金資産（前払税金〈deferred tax debits〉）または繰延税金負債（未払税金〈deferred tax credit〉）として計上し、¹⁵⁾ 繰延税金を将来の期間に対応する財務会計上の費用として償却していく方法である。¹⁶⁾ この方法は、期間差異・一時的差異が発生した期の法人税の期間対応を主目的としており、計算の起点は損益計算書に置かれている。税効果の金額は、それが発生した決算期の税率に基づいて計算され（たとえ将来において税率が変更される場合であっても）、実際に税率が変更された場合にも、繰延税金資産・負債残高について、新しい税率による再計算や、新たに課税されることになった税金に対する修正は行われな

い。ちなみに連結財務諸表作成要領（日本公認会計士協会）では、繰延法は「損益法の見地に立つ方法」と紹介されている。すなわち、繰延法では、「企業会計の税引前利益とこれに係る税金の期間対応を税金の期

14) 米国の会計基準（APB意見書第11号）では、3つの方法が紹介されているが、国際会計基準（IAS第12号）では、これらのうち①繰延法、②債権債務法しか示されていない。

15) 繰延法および後述の税引後法においては、繰延税金の資産性・負債性の定義が曖昧であることから、厳密に言えば、繰延税金（借方）は「繰延税金資産」ではなく「繰延税金借方項目」と、繰延税金（借方）は「繰延税金負債」ではなく「繰延税金貸方項目」と呼ぶのが正確である。

16) 期間差異のうち、個々に発生と消滅を把握できる種類のものについては、その分の繰延税金は該当する差額が消滅した時点で取り崩すことになる。ところが、反復的に発生する期間差異（たとえば減価償却方法の相違に伴うもの）については、それにかかる繰延税金が数年間も累積していることになり、途中税率の変更等があった場合にはどの部分から取り崩すかで異なった結果となる。

間配分の主たる目的としているので、このための税効果はその発生期の税率によって計算され、貸借対照表上繰延経理される。その税効果残高は将来、その発生原因となった留保差額(筆者注：期間差異を指す)が消滅した時点において企業会計上の損益に算入されることになり、途中において、税率が変更した場合にも税効果残高を新しい税率で再計算することはしない」(第九・三の1)とされている。

② 債権債務法

債権債務法とは、期間差異・一時的差異に基づく税効果を将来支払うべき税金、つまり負債と考え、あるいは将来の税金の前払い、つまり資産と考え会計処理する方法である。すなわち、この方法は、翌期以降に支払うまたは軽減される税額を、未払または前払税金のかたちで正確に貸借対照表に計上することを主目的としており、計算の起点は貸借対照表に置かれている。したがって、計算に用いる税率は、未払いの場合では、実際に支払いが行われる決算期の予想税率である。また、将来、税率が変更されたり、新しい種類の税が課されることになる場合には、修正計算が行われる。

ちなみに連結財務諸表作成要領では、債権債務法は「財産法の見地に立つ方法」と紹介されている。すなわち、債権債務法では、「税効果を翌期以降の税務申告調整によって支払うべき負債または翌期以降支払うべき税金の前払いとして把握するので、税効果額の決定に用いる税率も、理論的には、それぞれの税効果が実現する将来税率によることとなり、その後の税率を修正する必要が生じたときは、その時点での借方

残高および貸方残高はそれぞれ新しい税率によって再計算されることになる」(第九・三の2)とされている。

③ 税引後法

税効果を対象となる勘定から直接控除して表示する方法である。例えば退職給与引当金について、期間差異・一時的差異のため繰延税金資産(前払税金)が発生したとすると、この繰延税金借方相当分を退職給与引当金から控除し、その差額を貸借対照表に計上する方法である。この方法では、税効果が関連する資産・負債・収益・費用に分散されてしまうことになる。

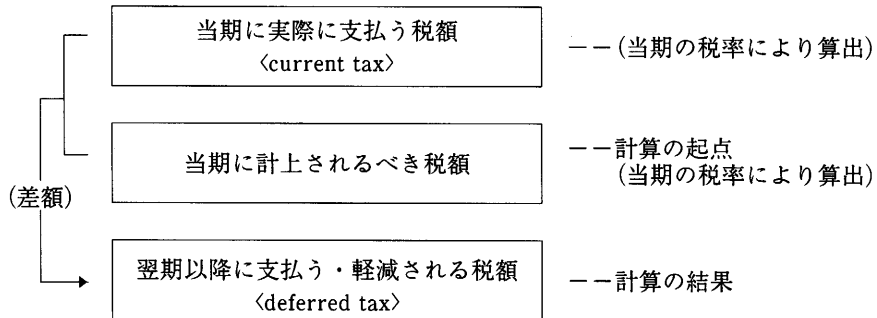
繰延法・債権債務法の計算のプロセスを整理したものが第7図である。

すなわち、繰延法は、当期の税率により算出した「当期に実際に支払う税額」と「当期に計上されるべき税額」の差額として「翌期以降に支払う・軽減される税額」(これはAPB意見書第11号において〈tax effects〉と定義されている)を算出し、これを繰延税金として貸借対照表に計上、解消期にはその額のまま(発生期の税率により算出した額で)償却するというプロセスであると理解できる。

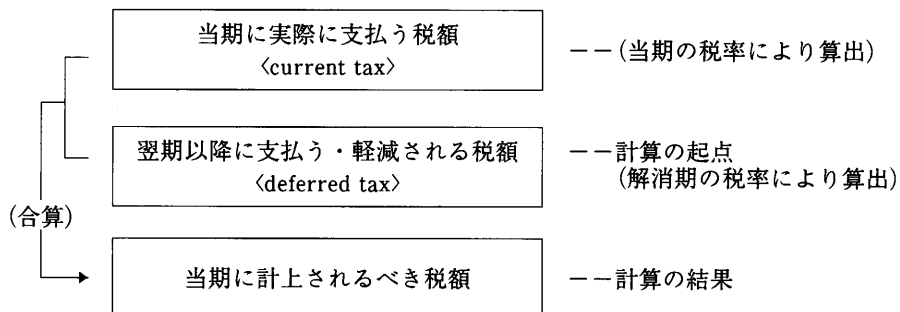
一方、債権債務法においては、「翌期以降に支払う・軽減される税額」を、それらの解消が予想される期の税率に基づき算出し、これをまず繰延税金として貸借対照表に計上、さらにこれに「当期に実際に支払う税額」を加えた額をもって「当期に計上されるべき税額」(これはSFAS第96号において〈tax consequences〉と定義されている)とし損益計算書に反映させるという手順を追っていると理解できる。また、この方法では、途中で

第7図 繰延法・積権債務法の計算プロセス

① 繰 延 法



② 債権債務法



税率・税法の変更があれば、その都度修正計算が行われるため、基本的には解消期にその期の税率に基づいた税効果額が損益計算書に計上される（貸借対照表上では繰延税金資産・負債が取り崩される）ことになる。

このことを事例を使って示すと第8図のようになるが、このように途中で税率の変更がある場合の税負担率と各期の税率との対応関係をみると、①繰延法では税率変更後にずれが生じるのに対し、②債権債務法では1年目（当期）にずれが生じることがわかる。このことが、①繰延法は当期の損益計算を重視する立場（損益計算書重視）をとっており、②債権債務法は翌期以降の損益計算を重視する立場、すなわち繰延税金資産・負債の正確化を重視する立場（貸借対照表重視）をとっているといわれる理由であろう。

ここで、繰延税金の貸借対照表能力に注目すると、債権債務法による方がより高いレベルを確保されることが期待できよう。ただ、債権債務法では、（税率の変更が予想される場合）期間差異・一時的差異の解消のスケジュールを作成することが必要となる。その際に期間差異・一時的差異の解消額・解消期に不確実性が伴うような場合には、慎重かつ合理的な見積もりが求められることになる。

二. 繰延税金資産・負債の認識

「期間差異・一時的差異にかかる税効果」の認識は、それらがかかる「期間差異・一時的差異」の発生・解消に対応して行われる筋合いのものであることはいうまでもない。ただ、期間差異・一時的差異が発生・解消しても、その期の課税所得の金額如何によっては、必ずしもそれらにかかる税効果が全額発生・解消するとは限らない。このことを期間差

異・一時的差異の発生期と解消期のそれぞれについて場合分けをして分析してみる。

繰延税金資産の場合、解消期において期間差異・一時的差異の金額がその期の課税所得の金額を上回ってしまうときには、その超過額にかかる税効果の解消は実現しない（第9図）。そのため、解消期の課税所得を上回って繰延税金資産を積むことは適当ではないと考えられる。

一方、繰延税金負債の場合には、解消期において課税所得が赤字とならない限り、期間差異・一時的差異にかかる税効果は全額解消されることになる。

したがって、（期間差異・一時的差異の金額 $\neq 0$ であれば）繰延税金資産の解消可能範囲は繰延税金負債の解消可能範囲よりも狭くなる。例えば、極端なケースとして解消期の課税所得を0と仮定（その他の事象は捨象）すると、繰延税金資産の計上はできず、繰延税金負債については税効果の全額を計上できることになる。

なお、解消期、すなわち将来における課税所得の算定には不可避免的に不確実性が伴う。そのため、繰延税金資産・負債の計上にはこの不確実性を考慮する必要がある。その際には、解消可能範囲の狭い繰延税金資産の認識により慎重な配慮が求められることになる。

米国の会計基準・国際会計基準においては、繰延税金負債については広く税効果の認識を認める一方で、繰延税金資産については総じて慎重な対応がとられている。例えば、SFAS 第109号では、繰延税金資産の認識に当たって、実現可能性が50%以下の額に対して評価性引当金を設定することを要求している。

第 8 図 繰延法と債権債務法の会計処理の差異

＜設定条件＞

- ・ 1 年目の期首に取得原価800円の機械を購入する。
- ・ この機械は、財務会計上は定額法で償却（償却期間は4年で残存価額は0）する。
- ・ 一方、税務申告書上は1年目に一括費用計上する。
- ・ 各年の償却前利益は1,000円とする。
- ・ 法人税の税率は1、2年目は50%、3年目以降は40%とする（この税率の変更は1年目の時点で認知されている）。

① 繰 延 法

損 益 計 算 書

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
償 却 前 利 益	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
減 価 償 却 費	▲200円	▲200円	▲200円	▲200円
税 引 前 利 益 ①	800円	800円	800円	800円
法 人 税 * ¹	▲100円	▲500円	▲400円	▲400円
税 効 果 * ²	▲300円	100円	100円	100円
当期税負担額 ②	▲400円	▲400円	▲300円	▲300円
税 引 後 利 益	400円	400円	500円	500円
(税負担率 ② / ①)	(50%)	(50%)	(37.5%)	(37.5%)

貸 借 対 照 表

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
機 械	800円	800円	800円	800円
償 却 累 計 額	200円	400円	600円	800円
未 償 却 額	600円	400円	200円	---
繰延税金負債 * ²	300円	200円	100円	---

* 1 :	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
税務申告書上の 機械購入費用	800円	---	---	---
課 税 所 得 (法人税率)	200円 ×50%	1,000円 ×50%	1,000円 ×40%	1,000円 ×40%
法 人 税	100円	500円	400円	400円
* 2 : 税引前利益 ③	800円	800円	800円	800円
課 税 所 得 ④	200円	1,000円	1,000円	1,000円
期間差異 ④ - ③ (法人税率)	▲600円 ×50%	200円 ×50%	200円 ×50%	200円 ×50%
税 効 果	▲300円	⇨100円	+100円	+100円

繰延税金負債については、1年目に発生した300円を2年目以降税率の変更にもかかわらず100円（200円×50%）ずつ償却していく結果となっている。

税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について

② 債権債務法

損益計算書

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
償 却 前 利 益	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
減 価 償 却 費	▲200円	▲200円	▲200円	▲200円
税 引 前 利 益 ^①	800円	800円	800円	800円
法 人 税 ^{*3}	▲100円	▲500円	▲400円	▲400円
税 効 果 ^{*4}	▲260円	100円	80円	80円
当期税負担額 ^②	▲360円	▲400円	▲320円	▲320円
税 引 後 利 益	440円	400円	480円	480円
(税負担率 ^② ／ ^①)	(45%)	(50%)	(40%)	(40%)

貸借対照表

項 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
機 械	800円	800円	800円	800円
償 却 累 計 額	200円	400円	600円	800円
未 償 却 額	600円	400円	200円	---
繰延税金負債 ^{*4}	260円	160円	80円	---

* 3 :	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
税務申告書上の 機械購入費用	800円	---	---	---
課 税 所 得 (法人税率)	200円 ×50%	1,000円 ×50%	1,000円 ×40%	1,000円 ×40%
法 人 税	100円	500円	400円	400円
* 4 : 税引前利益 ^①	800円	800円	800円	800円
課 税 所 得 ^②	200円	1,000円	1,000円	1,000円
期間差異 ^② － ^① (法人税率)	▲600円	200円 ×50%	200円 ×40%	200円 ×40%
税 効 果	▲260円	100円	+80円	+80円

繰延税金負債は、1 年目260円 = 100円 (2 年目の税効果)
+ 80円 (3 年目の税効果)
+ 80円 (4 年目の税効果)
2 年目160円 = 80円 (3 年目の税効果)
+ 80円 (4 年目の税効果)
3 年目 80円 = 80円 (4 年目の税効果)
4 年目 0円

と計算される。

なお、税率の変更が1 年目に認知されていない場合には、それが認知された期において再計算を行うことになる。

第9図 繰越税金資産・負債の発生と解消

(1) 繰延税金資産			
期間差異・一時的差異		当該期間差異・一時的差異にかかる税効果	
当 期	課税所得への加算項目として発生	課税所得 ≥ 0	税額の減算項目として発生
		課税所得 < 0	全額については発生しない
解消期	課税所得からの減算項目として解消	課税所得 $\geq$ 差異額*	税額の加算項目として全額解消
		課税所得 $>$ 差異額*	全額については解消しない

(2) 繰延税金負債			
期間差異・一時的差異		当該期間差異・一時的差異にかかる税効果	
当 期	課税所得からの減算項目として発生	課税所得 $\geq$ 差異額*	税額の加算項目として発生
		課税所得 $<$ 差異額*	全く発生しない
解消期	課税所得への加算項目として解消	課税所得 ≥ 0	税額の減算項目として全額解消
		課税所得 > 0	全額については解消しない

*：期間差異もしくはは一時的差異の金額。

ホ. 繰延税金の財務諸表における表示

繰延税金資産・負債の表示方法について、現在、連結財務諸表作成要領（第九・四の1）では、次の3つが示されている。

A法：税効果残高をその性質によって流動資産、繰延資産（または固定資産）、流動負債および固定負債のそれぞれの区分に適当な勘定科目で表示する方法

B法：税効果残高をその発生原因となった留保差額（筆者注：期間差異・一時的差異を指す）の性格により流動区分と固定区分に区分表示するが、借方残高と貸方残高はこれを相殺して表示する方法

C法：税効果残高の差額を一勘定に集約して

繰延資産（または固定資産）または固定負債区分に表示する方法

なお、損益計算書上の表示方法について、連結財務諸表作成要領（第九・四の2）では、「税効果の当期配分額と当期の申告税額とを区分し、かつ、それらの合計額（または差引残高）を記載することが明瞭性の原則からみて望ましい。もしこれらを一括表示する場合には、その明細を注記することが必要である」としている。

ヘ. 繰越欠損金が存在する場合の処理

わが国においては、欠損金は法人税法上、①前年の利益に繰り戻して法人税の還付を受けること、②将来5年間にわたり繰り越して、その期間中の課税所得を減算することが認め

られている。¹⁷⁾つまり、当期1期間のみについても、税務上何の支払いも還付も発生しないが、数年間にわたる繰戻し、繰越しを考えると、欠損により税金が還付されたり、あるいは翌期以降の支払税金額が軽減されたりする。すなわち、前述の期間差異・一時的差異と同様の効果をもたらすケースがある。そこで、欠損金にかかる税効果についても同様に税金の期間配分を行うことが適当であると、米国の会計基準・国際会計基準の双方とも考えている。

(2) わが国への税効果会計導入の方法

それでは次に、これまでの議論を踏まえて、わが国の制度会計に税効果会計を導入する際に具体的にどのようなスキーム・型で導入するのが適当なのかを考えてみよう。

イ. スキームの組合せ

繰延税金を資産・負債として貸借対照表に計上するという観点からは、(1)で検討したところから明らかになったように、繰延法によれば繰延税金の資産性・負債性が説明できず、また、税引後法では情報提供として不十分であることから、債権債務法によるべきであることは明らかである。もちろん、わが国の会計フレームワークとの整合性は考えなければならない。すなわち、わが国では損益計算書が重視され、損益法が昭和37年商法改正や昭和49年商法改正によって商法に採用されたとみる見解もある。もし、この捉え方が正しいとすると、繰延法により、かつ期間差異のみを対象とすることが税効果会計の導入と

会計全体のフレームワークの整合性確保のためには望ましいようにも考えられる。

しかし、わが国の商法は配当規制を貸借対照表に基づいて行っていること、強制評価減や低価基準の任意適用を定め、他方では繰延資産を任意計上とし、学説によっては引当金計上も任意であることを考えると、必ずしも貸借対照表を軽視しているとはいえず、また財産法的思考も残っているといわざるをえない。そうであるとすれば、一時的差異を対象として債権債務法によることも、会計フレームワークと相容れないとはいえない。むしろ、現行法の解釈として、繰延税金の資産性・負債性を当然に認めることができるのは、債権債務法によって算出されたものについてであり、繰延法によって算出されたものはわが国の商法の見地からは繰延資産と同様、法律が特に資産性を認めない限り、資産性は認められないということになりかねない。なぜなら繰延法の発想は、当期の税引前利益と対応しない法人税の部分を次期に繰り延べるというものであるから、将来において経済的便益が企業に流入し、あるいは企業から流出することとは必ずしも結び付かないからである。

したがって、一時的差異を対象として、債権債務法によることが、商法計算規定との関係では最も問題が少ないと考えられる。また、SFAS 第109号、IAS 公開草案第49号等が繰延税金の資産性・負債性を説明できるという観点から債権債務法をとっていることを考えると、財務情報の国際間比較のためにも、

17) 租税特別措置法（第66条の14）および平成6年度税制改正大綱により、平成4年4月から平成8年3月までの間は、①の「繰戻還付」の適用が停止されており、②の「繰越控除」の方法しか認められない。

債権債務法によることが望ましい。¹⁸⁾

確かに当面は会計処理の手間やコストを抑えることができる繰延法の選択適用を認めるという方向も考えられようが、後述するように、商法上は任意適用とし、証券取引法上（あるいは業法上）強制するのであれば、報告企業にとって債権債務法によることが過大な負担をもたらすとはいえないであろう（全く任意とすればなおさらである）。

なお、損益計算書上の表示は、現行の財務諸表規則上は前述したように税引後法的な表示方法によらなければならないが、立法論としては財務諸表規則を改正して債権債務法と整合性を持つ、損益計算書末尾での表示を可能にすることが望ましい。

他方、全面的配分法と部分的配分法のいずれをとるべきかについては、企業の事務処理の手間やコストと企業の経営成績・財政状態を適切に表示する利害関係者の意思決定に対する有用性とを考慮して決定すべきであろう。部分的配分法によった方が、資産・負債の認識要件の1つといわれる「可能性が高い

(probable) こと」という要件¹⁹⁾を満たすとも評価でき、全面的配分法に比べ、情報価値が劣るとは必ずしも断定できない。他方、部分的配分法によると、恣意的に反復性が判断されるおそれがあるという欠点がある。

繰延税金の財務諸表・計算書類における表示方法としては、情報としての有用性の観点からみて、連結財務諸表作成要領（第九・四の1）に示されたC法は不適切であり（ただし、重要性の原則の適用はある）、A法またはB法によることが貸借対照表上の表示としては求められると解すべきであろう。また、損益計算書上の表示については、連結財務諸表作成要領（第九・四の2）に示されているところに従えば、情報提供の観点からは問題はない。

繰越欠損金にかかる税効果については、情報提供の観点からは認識すべきであるが、少なくとも、繰戻還付が認められない場合には、将来の利益発生が不確実であることから、配当規制の観点からは税効果（繰延税金資産）は認識すべきではないことになろう。²⁰⁾

18) ちなみに、ドイツでは、詳細かつ明確な規定がなされているわけではないが、債権債務法によらなければならないとする文献が多数を占める。なお、ドイツにおいては貸借対照表に計上するための基準の1つとして独立取引能力が挙げられているため、債権債務法によっても貸借対照表能力が当然に認められることにはならず、一定の条件を付したうえで繰延税金を貸借対照表に計上することを認めている（注12参照）。

19) FASBは財務会計概念ステートメント第6号のパラグラフ25～26において、資産の有すべき特性として「発生の可能性の高い (probable)」将来の経済的便益を挙げ、イギリスの公開草案第49号のパラグラフ26は資産の認識テストとして経済的便益が企業に流入する「可能性が高い (probable)」ことを挙げていた（なお、財務報告基準書第5号パラグラフ17、20(a)も参照）。カナダの勅許会計士協会が作成した「財務諸表の諸概念」のパラグラフ39やオーストラリアのAARFとAASBの会計概念ステートメント第4号のパラグラフ36も同様である。

20) 日本公認会計士協会の連結財務諸表作成要領（第九・五）では、将来の利益は保証できないし、一定期間内の課税所得についてどの程度相殺されるかが明確でないとして、将来の所得と相殺されるべき税額を資産に計上して繰り延べることは、健全性の立場から望ましいとはいえないとしている。

ロ. 導入の型

(イ) 任意適用と強制適用

現行の商法・証券取引法のもとでは、第1段階、第2段階、第3段階のいずれのレベルにおいても個別財務諸表（計算書類）に税効果会計を導入することが許容されていることは、2.(2)で検討したところから明らかになったと考えられる。また、従来から、連結財務諸表作成上、税効果会計を採用することが認められてきた。

ただし、現行の商法、証券取引法の立場から税効果会計が強制されていると考えることは必ずしも適当ではない。

まず、個別財務諸表に税効果会計を導入することは違法ないし不適正と考える立場が、その根拠の妥当性はともかくとして存在していたからである。²¹⁾ このように見解が分かれるものについては、強制されていると解することはできない。

また、連結財務諸表制度が導入される際に、税効果会計を連結上適用することが任意とされたが、その際の議論では、個別財務諸表において適用が強制される前に連結上強制されることが筋であると考えられていたようである。しかも、商法は特に規定を置かない場合には第32条2項に反しない限り、会計処理は商人（会社）の任意とする姿勢をとっているが、税効果会計については特段の規定を設け

ていない。もちろん、このことは、立法論的に、とりわけ業法等によって税効果会計を強制するという立法論の是非に何ら影響を与えるものではない。

ところで、立法論として、税効果会計を強制するか否かを検討するに当たっては、以下の点を考慮すべきであろう。

第1に、コスト・ベネフィットの問題がある。限られた資源を適正に配分するという観点からは、情報作成・開示に要するコストとその情報開示によって利害関係者および企業（会社）が被るベネフィット（利害関係者が代替的手段によって情報を入手する場合に要するであろうコストなどを勘案して）とのバランスが図られなければならない。したがって、例えば、税効果の額が金額的にも、総資産、利益等との関係で相対的にも重要性がない場合に税効果会計を強制することは妥当ではない。また、企業の規模が小さくなるにつれて、新しい会計情報の作成・開示のための追加コストが企業の総費用に占める割合ひいては利益に与える影響は大きくなるであろう。他方、一般的には、投資家から広く資金を調達する公開企業については税効果会計を強制し、開示させるベネフィットが大きく、中小閉鎖企業（非公開企業）については小さいと考えられる。そこで、例えば、税効果が重要性を持つような一定の業種²²⁾にのみ強

21) 個別財務諸表において税効果会計を適用した事案につき、一旦は無限定適正意見が表明されたにもかかわらず、「現行の実務慣行ではみられない」ことを根拠として1号限定適正意見に変更する訂正報告書が1980年10月に提出されたことがある（経理情報第272号pp.22-24、藤野[1981]など）。

このことは、わが国においては実務慣行であるか、または企業会計審議会等が作成した会計基準等であれば、商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」や証券取引法における「一般に公正妥当と認められる企業会計基準」には当たらないと考えていることの表れであろう。

22) 例えば、金融機関などは、その業務の性格上、（時には戦略的に）大きなリスクを負担することがあり、

制するとか小規模企業をも規制の対象とする
商法上は強制せずに、公開企業を主として規
制の対象とする証券取引法上で強制すること
が考えられよう。大規模な企業については、
企業間比較を可能にするために強制すること
が望ましいと考える余地があるわけである。

第2に、商法は配当可能利益を適正に算定
させることを通じて、会社財産を維持させる
ことも目的とするから、繰延税金資産を配当
可能利益算定の基礎に含めることを強制する
ことに対しては、保守主義の観点から批判が
あろう。逆に、繰延税金負債を算定の基礎に
含めなければならないとすることに対して
は、配当制限強化になり、一種の既得権を侵
害するという批判が考えられないでもない。
したがって、この観点からも商法上強制しよ
うとする場合には障害が存在する。

第3に、商法や証券取引法によって強制さ
れた会計処理をしないことは、罰則の適用や
損害賠償請求の対象となりうる。したがって、
税効果会計を強制する場合には、よるべき会
計処理の方法・手続きについての明文化され
た規定やガイドラインの作成が必要となろ
う。このことは、会計監査の観点からも重要
である。

(ロ) 連結財務諸表との関係

現行の連結財務諸表規則第11条は税効果会

計の任意適用を定めている。任意とされてい
る根拠の1つとして、個別会計上税効果会計
が導入されていないにもかかわらず連結上強
制することは制度的にみて整合性に欠けるこ
とが挙げられている。すなわち、個別会計と
の整合性（個別財務諸表への準拠性）を重視
すると、強制するのであれば個別財務諸表と
連結財務諸表の両方について強制すべきこと
になろう。連結財務諸表作成段階で個別会計
上の税効果も認識しようとする、その段階
での手間がかかるから個別会計上強制しても
ほとんど負担に差が生じないからである。こ
の見解によったうえで、商法上は強制しない
とすると、商法に基づく計算書類と証券取引
法に基づく（個別）財務諸表とが異なること
になり、企業は二重手間になるようであるが、
商法上、税効果会計を少なくとも任意適用す
ることは許容されるから問題はない。

他方、連結財務諸表にのみ税効果会計を強
制するという見解によれば、配当可能利益計
算と切り離されているため、資産・負債概念
を緩やかに解して、繰延税金の資産性・負債
性を認めやすいという可能性や株主・会社債
権者間の利害調整をこれまでと変更しなく
てもよいという利点がある。

もし、投資意思決定にとって連結財務諸表
が重要であり、個別財務諸表の重要性が低い

さらにそのリスク量は経営方針の違いなどから個別企業ごとにかなりのばらつきがあることが認められて
いる。しかし、税法におけるこうしたリスクに対する引当金設定の条件は、実態に照らしてやや厳しいも
のとなっており、またリスク量のばらつきに対しても柔軟に対応できているとはいえないのが現状であ
る（補論参照）。そのため、金融機関は他の業種に比べて有税引当を行う必要性が生じることが多いと考え
られ、その結果として税効果が重要性を持つ可能性が比較的高いといえることができる。

また、金融制度調査会基本問題検討委員会報告書『金融仲介機能の新たな展開への対応』（平成7年5月
26日）において、「少なくとも金融機関のトレーディング勘定には時価評価を導入する方向で検討が進めら
れる必要がある」との提言がなされているが、これと併せて金融機関に税効果会計を導入することについ
て検討することも意味があると考えられる。

とすると、連結財務諸表にのみ強制すること
も考えられる。しかし、この場合にも、連結
財務諸表作成に当たって個別会計上の税効果
を把握することが前提となる以上、個別財務
諸表についても強制することが作成コスト面
から不適當であるとはいえない。

補論. 税効果会計と金融機関の有税償却・引当の関係について

ここでは、特に金融機関の貸出金償却および貸倒引当金設定と税効果会計との関係について考察してみることにしよう。

1. 現行制度の概観

それでは、まず議論の前提として、金融機関の貸出金償却および貸倒引当金設定に関する現行の制度について説明をしておこう。

(1) 金融機関の貸倒れと貸倒れの見積りりの会計処理

はじめに金融機関の貸出金償却および貸倒引当金について、その勘定科目としての定義を整理する。

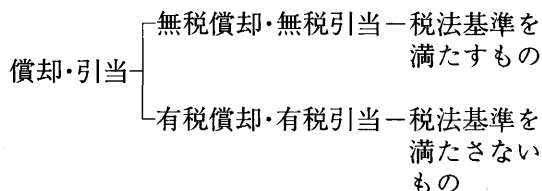
「貸出金償却」とは、期末における貸付金、割引手形等のうち決算期末時点で貸倒れと認定される額を償却する場合の整理科目である（なお、当該科目には後述する債権償却特別勘定の目的使用による取崩額を相殺した計数を計上することと定められている）。

一方、貸倒引当金とは、将来発生することが予測される貸倒損失に対して、これらを予め見積もって各事業年度に割り当てるもので、その期に割り当てた額を整理する科目が「貸倒引当金繰入額」である。

(2) 税法における貸出金償却と貸倒引当金繰入額の損金算入

貸出金償却および貸倒引当金繰入額について、税法ではそれぞれ以下のような条件のもとに損金算入することを認めているが、この税法基準（損金として認められる金額）は財務会計の考え方に照らしてやや窮屈なものになっていると指摘されている。すなわち、貸倒引当金繰入額に関していえば、「将来発生することが予測される」という実現可能性について税法はやや厳しい枠を設定しているといわざるをえない。

また、この税法基準を満たしてそれぞれの会計処理が行われる部分を一般に「無税償却」・「無税引当」と呼んでおり、一方、この税法基準を満たさないものの財務会計の考え方に従って（無税償却・引当の額を超えて）同様の会計処理が行われる部分を「有税償却」・「有税引当」と呼んでいる。



イ. 貸出金償却

貸出金償却に関する税法基準については、次の形式基準と実質基準の2つの方法がある。

(イ) 形式基準による償却（法人税基本通達9-6-1）

a. 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その決定により切り捨てられることになった部分の金額。

b. 商法の規定による特別清算にかかる協定の認可もしくは整理計画の決定または和議

法の規定による和議（強制和議を含む）の決定があった場合において、これらの規定により切り捨てられることとなった部分の金額。

c. 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に挙げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額。

① 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの。

② 行政機関または金融機関その他の第三者の斡旋による当事者間の協議により締結された契約でその内容が①に準ずるもの。

d. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免責額。

(ロ) 実質基準による償却（法人税基本通達9-6-2）

金融機関の有する貸金等につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該貸金等について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることができないものとする。

ロ. 貸倒引当金

金融機関の貸借対照表上の「貸倒引当金」には、法人税法第52条にいういわゆる「（狭義の）貸倒引当金」のほか、「債権償却特別勘定」および「特定海外債権引当勘定」（後述）

が内訳科目として包含されているが、このうち「（狭義の）貸倒引当金」および「債権償却特別勘定」については、その繰入額のうちそれぞれ以下のような条件を満たす部分の損金算入が認められている。

(イ) （狭義の）貸倒引当金

法人がその有する貸金について将来発生することが予測される貸倒損失の見込額として、貸金残高の3/1,000に達するまでの金額を、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れたときは、その繰入額の損金算入が認められる。毎期継続的に繰り入れ、かつ全額洗替えをする洗替方式を採用している。法定繰入率は金融機関については現在貸金残高の3/1,000と定められている。ただし、繰入率が順次引き下げられてきたこと等に対応し、昭和58年度の税制改正により既繰入残高の繰入率の水準によって次のような措置を講ずるよう定められている（第1表）。

① 既繰入残高の繰入率が5/1,000を下回った場合

繰入率3/1,000を上回る額を昭和58年以降2年間で取り崩し、益金に算入する。

② 既繰入残高の繰入率が5/1,000以上の場合

前期事業年度終了のときにおける貸倒引当金額と当期事業年度終了のときにおける貸金の帳簿価額の8/1,000に相当する金額と比べ、いずれか少ない金額を繰入額とする。

(ロ) 債権償却特別勘定

貸出金等の債権について、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れと

第 1 表 普通銀行の貸倒引当金繰入率の推移

実施決算期	税法基準の規定		決算経理基準の規定	
	繰入率	経過措置	繰入率	経過措置
昭和 月期				
39/9～46/9	15/1000		18/1000	(42/9月期～)
47/3～49/3	12/1000	46/9月末残で足踏み	15/1000	3年6期で引下げ
49/9～50/3	10/1000	49/3月末残で足踏み	13/1000	(49/9～50/3月期) 2年4期で引下げ
50/9	9.5/1000		税法基準 どおり	50/3月末残で足踏み
51/3	9/1000		↓	
51/9	8.5/1000			
52/3	8/1000			
52/9～56/3	5/1000	52/3月末残で足踏み		
56/9～	3/1000	58/4月以降 5/1000を下回った場 合に限度超過額を2 年間で均分取崩し		

して税法上損金に算入できるが（法人税基本通達 9-6-2）、税法（法人税法第33条）では、金銭債権について、評価損の計上を禁止していることとも関連し、法律上債権が存在するにもかかわらず、その一部について回収不能が見込まれることをもって部分的に貸倒償却をすることを認めていない。ただ、現実問題として貸倒れの事実確認が困難なケースもあるので、税務当局の認識と企業側の実態との間に現実的調整を加える趣旨から、債権償却特別勘定の認定によって実質的な部分償却を行えるように対処している。

債権償却特別勘定は、前述の狭義の貸倒引当金が前述のように期末の対象貸金残高に一定率を乗じた金額を包括的に繰り入れるのに対し、特定の債権につき、具体的な回収不能予想額を個別に繰り入れる点が異なる。こう

した性格を考慮して債権償却特別勘定は洗替方式をとっていない。

債権償却特別勘定繰入れに関する税法基準については、次の形式基準と実質基準の2つの方法がある。

a. 形式基準

債務者について、次の事実が発生したときは、貸出金等の額から担保等により債権が保全されている相当額を控除した残高の50%相当額以下の金額を、当該事実の発生した日の属する事業年度において、債権償却特別勘定に損金経理により繰り入れることができる（法人税基本通達 9-6-5）。

- ① 会社の整理開始の申立てまたは特別清算の開始の申立て
- ② 破産の申立て
- ③ 和議開始の申立て

④ 会社更生手続の開始申立て

⑤ 手形交換所における取引の停止処分

b. 実質基準

貸金等または当該貸金等にかかる債権者について、次に挙げるケースに該当する場合、回収見込みがないと認められる金額ないし当該貸金等の額を、当該事実の発生した事業年度において、損金経理により債権償却特別勘定に繰り入れることができる。なお、この場合、所轄税務署長（所轄国税局長）への認定申請を要する（法人税基本通達9-6-4）。

- ① 債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがなく、当該債務者が天災事故、経済事情の急変等により多大の損失を被ったことその他これらに類する事由が生じたため、当該貸金等の相当部分（おおむね40%以上）の金額につき回収見込みがないと認められるに至った場合。
- ② 貸金等のうち担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかになった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるとき。
- ③ 貸金等が国外からの利子、配当等について計上した未収金等である場合において、現地の外貨事情その他やむをえない事由によりその送金が許可されないため、その計上したときから1年以上経過し、かつ、今後も同様の事由によって長期（概ね1年以上）にわたり、その支払いを受けることができないと認められるに至ったとき。

(3) 貸出金償却・貸倒引当金繰入と金融機関に対する行政上の監督

税法基準を満たさなくても、財務会計上適当と判断されれば有税償却・引当金の繰入れができるが、決算経理基準（大蔵省通達昭和57年4月1日付蔵銀901号「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」第5の1）等によりさらに以下のようなガイドラインが示されている。

これは、税法基準による貸出金償却・貸倒引当金繰入等では、金融機関のディスクロージャーおよび資産内容の健全性の確保には不十分な場合があると、金融機関監督上認識されていることを示しているといえよう。すなわち、有税償却・有税引当とは、税法上は損金として認められないが、資産内容の健全性の観点から、財務会計上は損金処理することが妥当である貸出金償却、貸倒引当金の繰入れと位置付けられる。つまり、有税償却・有税繰入は税法上の損金処理（無税償却・無税引当）が認められるまでの暫定的措置であるといえる。

イ. 貸出金償却

貸出金償却については、有税償却（税法基準では認められない償却）を行う場合には大蔵省（または財務局）に届け出ることが決算経理基準により義務付けられている。

ロ. 貸倒引当金

(イ) (狭義の) 貸倒引当金

(狭義の) 貸倒引当金の繰入れに関して、決算経理基準では、税法で容認される限度額（法定繰入率3/1,000）を必ず繰り入れることになっている。ただし、経過措置として昭和50年3月末現在の既繰入残高を上回るまでは当該繰入残高をもって繰入額とすることが

認められている（第1表）。この税法基準による繰入限度額を上回る部分については有税で繰り入れる扱いとなっている。なお、この金融機関任意の判断に基づいた繰入限度額を超える有税での繰入れについては、これを禁止する通達等は発出されていない。

(ロ) 債権償却特別勘定

債権償却特別勘定への繰入れについては、税法基準を満たさない場合でも、金融機関の債権の健全性を維持するため、その内容を予め大蔵省へ提出することにより有税で繰り入れることが認められている。

(ハ) 特定海外債権引当勘定

特定海外債権引当勘定は、いわゆるカントリリスク上回収懸念のある発展途上国等向け貸出債権に対する引当金を計上するものであり、昭和58年3月に創設された引当勘定である。なお、当引当勘定は、税法上損金に算入することは認められていない（ただし、一部例外として、繰入額のうち租税特別措置法第55条の2に基づく「海外投資等損失準備金」の積立金については当該繰入額に関して損金経理が認められている）。

繰入れは毎期洗替方式により経理処理することになっている。また、決算経理基準は、対象国、対象債権および繰入率を定めており、繰入率については、期末対象債権の合計額の1,000分の10以上とされている（なお、創設当初は1,000分の50以下という繰入率の上限が設定されていたが、平成2年3月末からはこの上限は撤廃されている）。

2. 税効果会計導入により期待される効果

次に、簡単な設例を使って、税効果会計導

入が貸倒引当金の繰入れに与える影響についてケーススタディーを行ってみよう（貸出金償却に關してのケーススタディーは省略するが同様のインプリケーションが導出されよう）。

ここでは、業績不芳期に健全性が低下した貸付債権に対し貸倒引当金を積むという状況を想定しよう。具体的には以下のような事例を設定する。

〈設定条件〉

- ・ 貸倒引当金繰入れ前の利益を160とする。
- ・ 財務会計上、貸倒引当金繰入れが望ましいと考えられる額は100、一方、税法上損金とされる貸倒引当金繰入限度額は60とする。
- ・ 法人税の税率は50%とし、引当金の追加設定（有税引当）分は損金不算入とする。
- ・ 決算経理基準により、税法上の貸倒引当金繰入限度額の60を必ず繰り入れることが義務付けられており、また、追加設定（有税引当）分も含めた繰入限度額については100まで認められる。

こうした条件のもとでは、4パターン of 会計（決算）処理が選択肢として与えられることになる（第10図）。

この状況下、当該金融機関が、横並び意識、1株当たり配当額維持等のために税引後利益として20が必要であると判断した場合、税効果会計が適用されていないときには、①（設定が金融機関の任意とされている）有税引当の先送り、②それ自体は無意味な利益捻出（益出し）といった行動が誘発される可能性が生じることになろう。しかし、ここで税効果会計を適用すると、税引後利益として30が確保されることになり、こうした財務会計上不適

第10図 貸倒引当金繰入れの会計処理

	税効果会計未適用		税効果会計適用	
	無税引当のみ	有税引当実施	無税引当のみ	有税引当実施
貸倒引当金繰入前利益	160	160	160	160
貸倒引当金繰入額 〔うち無税引当分〕 〔有税引当分〕	▲60 〔▲60〕 -	▲100 〔▲60〕 〔▲40〕	▲60 〔▲60〕 -	▲100 〔▲60〕 〔▲40〕
税引前利益	100	60	100	60
法人税 税 効 果	▲50 -	▲50 -	▲50 0	▲50 +20
税引後利益	50	10	50	30

切な行動が誘発される可能性を除去（軽減）
できることが期待されよう。

すなわち、税効果会計を導入することによって、貸倒引当金の繰入れを財務会計上設定されるべきと考えられる額まで実行しても、税引後利益に与える影響額はかかる税額の分だけ緩和されることになり、設定されるべき貸倒引当金の繰入れが実行しやすくなる
ことが期待される。

なお、念のためにいっておくが、税効果会計の導入に対しては、それによって必要以上の貸倒引当金の繰入れが行われること（引当

の前傾化）を期待しているのではなく、あくまで①本来行われるべき貸倒引当金の設定が
阻害されることの防止、②無意味な益出しを
誘発する因子の除去といった「会計の中立性」
を確保する働き（効果）を期待しているので
ある。

以 上

〔(弥永) 筑波大学社会科学系助教授
(足田) 日本銀行金融研究所研究第2課〕

税効果会計導入の必要性和導入に伴う問題点について

【参考文献】

- 青山監査法人・ブライスウォーターハウス、『アメリカの会計原則 [1994年版]』、東洋経済新報社、1993年
- 朝日監査法人、『企業環境の変化と決算実務』、中央経済社、1994年11月
- 味村 治、「利益から法人税を控除することの当否について」、『商事法務研究』第293号、1963年
- 新井清光、『現代会计学 [第3版]』、中央経済社、1991年3月
- ・金子宏、『会計全書 [平成7年度]』、中央経済社、1995年6月
- 鮎川眞昭、「租税の費用性と税効果会計」、『産業経理』第38巻11号、1978年11月
- 石橋正紀、「税効果会計と商法改正に係る諸問題—日本公認会計士協会近畿会研究部提言にふれて—」、『企業会計』第34号9巻、1982年9月
- 磯部秀夫、「税金の期間配分計算」、『会計ジャーナル』第4巻12号、1972年11月
- 伊藤勝夫、「会計処理基準としての税効果会計」、『産業経理』第32巻5号、1972年5月
- 稲垣富士男、『国際会計基準—日米英会計基準との比較解説— [増補版]』、同文館出版、1992年1月
- 岩崎 勇、「税効果会計について—イギリスの基準との関連において—」、『税経通信』第50巻11号、1995年8月
- 上田明信、『改正会社法と計算規則』、商事法務研究会、1964年
- 岡部利良、「会計学上の租税の研究」、『企業会計』第3巻10号・11号・12号、第4巻2号・3号、1951年～1952年
- 、「法人税費用説の再吟味」、『会計』第68巻1号、1955年7月
- 小川万里絵・久保田隆、「金融商品の時価評価導入の可能性について—銀行会計への時価評価導入における実務上の問題点—」、『金融研究』第13巻第4号、日本銀行金融研究所、1994年12月
- 会計フロンティア研究会、『財務会計のフロンティア』、中央経済社、1993年11月
- 勝島敏明、「税効果の実務処理と財務諸表表示—アメリカ式財務報告における税効果会計の実例—」、『企業会計』第28巻11号、1976年11月
- 川口順一、「税効果会計の展開」、『企業会計』第21巻6号、1969年6月
- ・磯部秀夫、『アメリカ公認会計士協会／税効果会計』、関東図書株式会社、1973年
- 監査法人トーマツ、『アメリカ金融機関・会計実務ハンドブック』、中央経済社、1993年3月
- 久保田隆、「ヘッジ会計について」、『金融研究』第14巻第1号、日本銀行金融研究所、1995年3月
- 黒川保美、『総解説・国際会計基準』、日本経済新聞社、1994年2月
- 郡司 健、「ドイツにおける税効果会計とその現状—企業年次報告書における開示状況を中心として—」、『大阪学院大学商学論集』第19号3・4号、1994年
- KPMG センチュリー監査法人、『英文決算書の読み方・作り方 [第2版]』、中央経済社、1993年7月
- 小林公司、「税効果会計の変遷と新しい税効果会計」、『会計ジャーナル』第20巻13号、1988年11月
- 小林三郎、「財務諸表上の税金の処理」、『産業経理』第30巻7号、1970年7月
- 酒巻俊雄・新井隆一、『商法と税法』、中央経済社、1966年
- 醍醐 聰、「有価証券含み損益の資産効果と会計基準」、『税経通信』第47巻1号、1992年
- 武田隆二、「租税の会計的性格に関する諸相 (その二)」、『会計』第87巻4号、1965年4月
- 、『6年版法人税法精説』、森山書店、1994年
- 戸奈常光、「税効果会計と法人税等の開示について」、『産業経理』第38巻11号、1978年11月
- 中島省吾、「期間費用としての法人税」、『企業会計』第12巻1号、1960年1月
- 中田信正、『税金配分会計 (法人税期間配分の会計)』、中央経済社、1963年3月
- 、「法人所得税の費用性と税効果会計」、『産業経理』第38巻11号、1978年11月
- 、「アメリカにおける税効果会計の改正—FASB 基準書第96号—」、『産業経理』第48巻1号、1988年

- 、「『アメリカの税務会計』、中央経済社、1989年7月
- 、「税効果会計と長期納税引当金」、『経理情報』第682号、1993年3月
- 、「長期納税引当金計上に関する検討課題」、『経理情報』第683号、1993年4月
- 、「長期納税引当金と税効果会計」、伊藤邦雄ほか(編)、『〈事例研究〉現代の企業決算—有価証券報告書等—にみる動向と課題—』、中央経済社、1993年5月
- 、「会計基準の国際的調和と税法上の諸問題」、『企業会計』第46巻1号1994年1月
- 、「財務会計における法人所得税の費用性—FASB・IASCの概念フレームワークに関連して—」、『桃山学院大学経済経営論集』第36巻3・4号、1995年
- 永田俊一、『銀行経理の実務』、金融財政事情研究会、1992年12月
- 中原 健、「連結会計上での税効果会計—実証的検討—」、醍醐聰(編)、『連結会計—体系と実態—』、同文館出版、1995年6月
- 中村 忠・成松洋一、『企業会計と法人税』、税務経理協会、1992年5月
- 並木俊守、「商法における法人税の費用」、『企業会計』第12巻1号、1960年1月
- 西山忠範、「資産と負債の複合構造」、『現代企業法の展開(竹内先生還暦記念)』、有斐閣、1990年
- 日本公認会計士協会、『連結財務諸表作成要領—実務家のためのマニュアル—[増補・改訂版]』、東洋経済新報社、1980年3月
- 、「『国際会計基準の実務』、第一法規、1995年1月
- 日本公認会計士協会近畿会国際委員会、『最新実例・英文財務諸表の分析』、清文社、1993年8月
- 日本会計士協会東京会、『英文財務諸表ハンドブック[第2版]』、東洋経済新報社、1988年12月
- 早川 豊、「二元制下の税効果会計の分析」、『経営行動』第9巻1号、1994年
- 、「FAS 109の連結税効果会計の適用例」、『JICPA ジャーナル』第6巻11号、1994年11月
- 土方 久、『貸借対照表能力論—資産および負債の定義と認識—』、税務経理協会、1993年4月
- 藤野信雄、「個別財務諸表における税効果会計について」、『商事法務』第898号、1981年
- 前田清隆、「税金の本質と会計」、『産業経理』第54巻3号、1994年10月
- 間島進吾、「FASB 税効果会計—SFAS 第109号を中心に—」、『JICPA ジャーナル』第4巻7号、1992年7月
- 増井良啓、「給与の支払者が所得税を負担する場合の源泉徴収」、『税務事例研究』第24号、1995年
- 三澤 博、「法人税配分論の考察」、『企業会計』第20巻8号、1968年8月
- 宮島 司、「わが国における税効果会計への対応—商法学者の立場から—」、『会計ジャーナル』第20巻13号、1988年11月
- 弥永真生、「金融関連の会計—法的側面からの検討—」、『金融研究』第12巻3号、日本銀行金融研究所、1993年9月
- 、「債権譲渡の会計上の諸問題について」、『金融研究』第13巻1号、日本銀行金融研究所、1994年3月
- 山田昭広、「利益に対する税金(法人税等)の会計」、『企業会計』第44巻5号、1992年5月
- 、「『アメリカの会計基準[第3版]』、中央経済社、1994年6月
- 山田辰己、「税効果会計の課題」、『企業会計』第45巻11号、1993年11月
- 山本 稔、「税効果会計—実務家の立場から—」、『会計ジャーナル』第20巻13号、1988年11月
- 吉田一郎、「税効果会計と確定決算主義」、『産業経理』第32巻5号、1972年5月
- 吉田 寛・隅田一豊、『国際会計概説』、税務経理協会、1982年5月
- 連結財務情報開示制度研究懇談会、『連結財務諸表制度をめぐる論点』、企業財務制度研究会(COFRI)、1993年5月
- 渡辺淑夫・田中豊、『コンメンタール法人税基本通達』、税務研究会出版局、1994年10月
- AICPA, Accounting Principles Board, "Opinions of the Accounting Principles Board No.11: Accounting for In-

税効果会計導入の必要性和導入に伴う問題点について

- come Taxes", December 1967.
- , "Opinions of Accounting Principles Board No.16: Business Combination", August 1970.
- Financial Accounting Standards Board, "Discussion Memorandum: an analysis of issues related to Accounting for Income Taxes", August 1983.
- , "Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements", December 1985.
- , "Statement of Financial Accounting Standards No.96: Accounting for Income Taxes", December 1987.
- , "Statement of Financial Accounting Standards No.100: Accounting for Income Taxes—Deferral of the Effective of FASB Statement No.96—", December 1988.
- , "Statement of Financial Accounting Standards No.103: Accounting for Income Taxes—Deferral of the Effective of FASB Statement No.96—", December 1989.
- , "Statement of Financial Accounting Standards No.109: Accounting for Income Taxes", February 1992.
- , "Special Report/A Guide to Implementation of Statement 109 on Accounting for Income Taxes", March 1992.
- Gonzalez, H., and Will A. Erken, "How Utilities Will Account for Income Taxes under FASB 109", *Journal of Accountancy*, December 1992.
- International Accounting Standards Committee, "IAS No.12: Accounting for Taxes on Income", July 1979.
- , "Exposure Draft No.33: Accounting for Taxes on Income", January 1989.
- , "Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement", September 1989.
- , "Exposure Draft No.49: Income Taxes", October 1994.
- , "Exposure Draft No.49: Income Taxes, Background Paper", October 1994.
- Parks, J. T., "A Guide to FASB's Overhaul of Income Tax Accounting", *Journal of Accountancy*, April 1988.
- Read, W. J., and Robert A. J. Bartsch, "Accounting for Deferred Taxes under FASB 109", *Journal of Accountancy*, December 1992.

付表1. 米国の会計基準 (Opinions of the Accounting Principles Board & Statement

会計基準名 (公表年月)	APB 意見書第11号 (1967年12月)
1. 財務会計上と税法上の差異の定義	〈期間差異 (timing differences)〉 取引が課税所得に影響を及ぼす決算期と税引前利益計算に介入する決算期とが相違する項目を期間差異 (timing differences) という。期間差異は1期間に発生し、事後の1あるいは数決算期において解消するものである。 〈永久的差異 (permanent differences)〉 課税所得と税引前利益との間の差額であり、税法上、他の期において、これに相応する差額、もしくは「戻り」によって相殺されることがないものをいう。 [par.13]
2. 税効果会計適用の範囲	— 全面的配分法 (comprehensive allocation) を採用 — 全面的な税の期間配分は財務会計上の所得税費用を 期間差異の税効果はすべてその発生した決算期と解消した決算期において認識されなければならない。 なお、永久的差異は他の決算期に影響を及ぼさない。ので、税金費用を配分することは適当ではない。 [par.34]
3. 税効果額の計算方法	— 繰延法 (deferred method) を採用 — 当決算期に発生した期間差異の税効果をその期間差異が発生した決算期の税率で算出し、それを繰り延べ、期間差異が消滅する将来の決算期に財務会計上の所得税費用として配分する。 税効果額は、税引前利益から永久的差異を除外して算出される法人所得税額と当期に支払う税額との差額として計算される。 [pars.19,35]

☞ []内は根拠条項。

of Financial Accounting Standards)

SFAS 第96号 (1987年12月)	SFAS 第109号 (1992年12月)
〈一時的差異 (temporary differences)〉 資産および負債の税務上の簿価と財務会計上の計上額の差異のうち、将来資産が回収されるか負債が決済される決算期において税務上加算または税務上減算されることによって解消されるものをいう。 —— 期間差異 (timing differences) が課税所得と税引前利益の差異のみを含んでいるのに対し、一時的差異 (temporary differences) は将来の税額に影響を与える税務上と財務会計上の資産・負債金額の差異すべてを含んでいる。 [par.9]	[par.10]
計算するうえで欠くことができない手続きである (APB 意見書第11号par.34)。 すべての一時的差異の税効果について繰延税金資産・負債を認識しなければならない。 [par.14]	[par.16]
— 債権債務法 (liability method) を採用 — 税引前利益の各要素にかかる一時的差異の税効果を、その一時的差異が消滅するであろう決算期に適用される現行税法上の税率に基づいて算出する。 —— 税効果額は、繰延税金資産・負債の当期純増減額、すなわち、期首残高と期末残高の差額として計算される。当期に支払う法人税額は、税務申告上の税額として別途計算される。 —— 将来において企業が本来負担すべき税額、あるいは還付されるべき税額を貸借対照表に正しく計上することを重視する。 [par.16]	[par.17]
当期末の一時的差異が解消する金額を将来の各決算期ごとに見積もり、これをもとに当期末の繰延税金資産・負債を算出する [par.17]	当期末の一時的差異をもとに、当期末の繰延税金資産・負債を算出する。将来の税法・税率の変更が確定していない限り、一時的差異の解消する金額の将来の各決算期ごとの見積もりは行わない。 [par.18]

会計基準名（公表年月）	APB 意見書第11号（1967年12月）
4. 繰延税金資産の認識	繰延法の結果として測定したあと、実現可能性を検討したうえ（実現の合理的保証を条件とする）で認識される。 —— 繰延税金資産は、将来の期間に配分するために繰り延べられた期間差異の税効果の累積借方残高を表している。 [pars.19,57]
5. 繰延税金負債の認識	繰延法の結果として認識する。 —— 繰延税金負債は、将来の期間に配分される期間差異の税効果として認識された繰延税金の累積貸方残高を表している。 [pars.19,57]
6. 税法・税率の変更時の処理	貸借対照表上の繰延税金の資産・負債の残高が再計算されることはない。 [par.19]
7. 貸借対照表表示	原則として繰延税金の原因となった資産・負債が流動資産・流動負債の場合には繰延税金も流動資産・流動負債として分類され、その原因が固定資産・負債の場合には繰延税金も固定資産・固定負債として分類される。繰延税金の生じる原因が貸借対照表項目と関連を持たない場合には、一時的差異項目が1年以内に実現されると予定されるものは流動資産・流動負債に分類され、1年を超えるものは固定資産・固定負債に分類される。 [par. 57]
8. 繰越欠損金が存在する場合の処理	繰越欠損金利用の実現性が合理的に疑念を差しはさむ余地もなく確実視される場合（assured beyond any reasonable doubt）に、繰越欠損金の税効果を認識する。 [par.45]

税効果会計導入の必要性和導入に伴う問題点について

SFAS 第96号 (1987年12月)	SFAS 第109号 (1992年12月)
繰延税金資産は、欠損金の繰戻しによって実現することになる税金軽減額を限度として認識される。ここでの税金軽減額は、①当期およびそれ以前の支払税金、②当期の繰延税金負債の減額ないし還付可能額をいう。 —— 将来の営業活動の成果による課税所得の発生を考慮することは認められない。 [par.17]	すべての将来税務減算される一時的差異に対して認識し、そのうち実現可能性が50%以下の額に対して評価性引当金を認識する。 [par.17]
すべての将来税務加算される一時的差異に対して認識する。 —— 繰延税金負債は、当期末までに発生した一時的差異の繰延税効果として将来支払うことになる税額を表している。 [par.17]	[par.16]
繰延税金資産・負債の残高は変更後の税法、税率によって再計算され、調整額は税金費用に加減する。 [par.20]	[par.27]
一時的差異の税務上の帰結のタイミングにより分類される。すなわち、営業循環が1年の場合には、短期繰延税金負債は、次年度に課税所得になる一時的差異による未払税額をいい、長期繰延税金負債は、2年目以降に課税所得になる一時的差異による未払税額をいう。営業循環が1年超の場合はその期間に応じて短期・長期の分類が行われる。同様に、繰延税金資産の分類も税金の減額ないし還付のタイミングによって決まる。 [par.24]	APB 意見書第11号同様、繰延税金を生じるものとなった資産あるいは負債の種類に応じて短期と長期に区分表示される。すなわち、流動負債・資産関連の繰延税金は短期繰延税金負債・資産に計上し、固定負債・資産関連は長期繰延税金負債・資産に計上する。ただし、貸借対照表の特定の項目と直接結び付かない一時的差異、繰越欠損金に関わる繰延税金については、SFAS 第96号同様、その税務上の帰結のタイミングにより分類する。 [par.41]
繰延有効期間中に課税対象額をもたらす一時的差異に対する繰延税金負債を減額する部分の額については認識される。 [par.50]	一時的差異同様、繰越欠損金についても、実現可能性が50%超 (more likely than not) の場合に限り、繰延税金資産を認識する。回収されない可能性が高い場合には、評価性引当金を設定する。 [par.21]

国際会計基準(International Accounting Standards)

会計基準名 (公表年月)	IAS 第12号 (1979年7月)
1. 財務会計上と税法上の差異の定義	〈期間差異 (timing differences)〉 課税所得と会計上の利益の差額で、収益および費用と、それらの項目が会計上の利益の計算に算入されるいう。ある決算期で生じた期間差異は、その後の1ま 〈永久的差異 (permanent differences)〉 課税所得と会計上の利益の差額で、ある決算期に発 のしないものをいう。 [pars.5,6]
2. 税効果会計の適用範囲	税効果会計をすべての期間差異について適用する全面的配分法 (comprehensive allocation) を原則としながら、一定の状況のもとでは部分的配分法 (partial allocation) を選択できる。 部分的配分法のもとでは、将来の相当期間 (少なくとも3年間) にわたり、特定の期間差異が解消されないものと判断される合理的な根拠がある場合には、当該期間差異の税効果を除外する。ただし、このような場合でも、かかる相当期間を経過した後にも、その取崩しが予想される兆しのないものでなければなら ない。 [pars.19,20,43]

☞ []内は根拠条項。

税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について

公開草案第33号（1989年1月）	公開草案第49号（1994年10月）
のうちのある項目が課税所得に算入される決算期決算期とが一致しないことによって生ずるものをたは数決算期において解消する。 生し、それ以降の決算期において解消されること [par.3]	〈一時的差異 (temporary differences)〉 税法上の資産・負債残高と、貸借対照表上の繰延資産・負債残高の差異で、将来資産が回収されるか負債が決済される決算期において税額に加算または税額から減算されることによって解消されるものをいう。 〈その他の差異 (other differences)〉 税法上の資産・負債残高と、貸借対照表上の繰延資産・負債残高の差異で、上記以外のものが含まれる。 [pars.13,20]
全面的配分法を「優先的適用方式 (preferred application)」とし、部分的配分法を「代替的適用方式 (allowed alternative application)」とすると明示している。 全面的配分法を優先的处理とし、部分的配分法は、次の条件を満たす期間差異のみを除外する方式に限って代替的处理として認められている。 ①将来の相当期間(少なくとも3年間)にわたって消滅しないという合理的な証拠があり、かつ、 ②その解消時には同等の期間差異によって置き換えられる期間差異。 なお、代替的处理を行うに際しては、全面的配分法に代えて部分的配分法を採用したことによって貸借対照表および損益計算書に与えた影響額を開示することを条件とする。 [pars.16,17,18,19,40,41]	全面的配分法のみを適用し、部分的配分法を排除する。 [par.25]

会計基準名（公表年月）	I A S 第12号（1979年7月）
3. 税効果の計算方法	一繰延法（deferral method）と債権債務法（liability method）のいずれかを選択一 〈繰延法〉 繰延法のもとでは、当期の期間差異の税効果は、その期間差異が取崩される将来の決算期まで繰り延べて配分する。 当期において生じた期間差異の税効果は、当期の税率を使用して算定される。前決算期以前に生じ、当期に取崩される個々の期間差異の税効果は、発生時に適用された税率によって算定される。 〈債権債務法〉 債権債務法のもとでは、当期の期間差異について予期される税効果は翌期以降の未払税金として負債に、また翌期以降の前払税金として資産に認識される。その残高は、予想される将来の税率によって修正される。 [pars.13,14,15,16,17,18,42]
4. 繰延税金資産の認識	将来におけるその取崩しの実現が合理的に期待できない限り、これを翌期以降に繰り越してはならない。例えば、将来における十分な課税所得の発生が予期され、それに対して繰延税金資産の取崩しが行われうると予測されなければ繰延税金資産は認識することはできない。 [pars.21,44]
5. 繰延税金負債の認識	すべての期間差異（一時的差異）の税効果について認 [par.43]

税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について

公開草案第33号（1989年1月）	公開草案第49号（1994年10月）
－債権債務法を採用－ 債権債務法のもとでは、繰延税金残高は、資産および負債であると考えられる。 繰延税金資産・負債は、それらに関連する将来の経済的便益が企業に流入するかまたは企業から流出する可能性がかなり大きく、それらが信頼をもって測定できる属性を持っている場合に認識される。なお、計算に当たっては、期間差異の解消時に適用されることが予想される税率を用いる。 [pars.12,14,39]	
繰延税金資産に関連する経済的便益が認識される前に生じなければならない事象と状況の発生予想には、不可避免的に不確実性が伴う。したがって、経済的便益の流れに関する蓋然性の決定に当たっては、慎重な考慮が必要であり、また将来、期間差異が解消する決算期において十分な課税所得が生じる可能性に配慮する必要があると考える。 [par.20]	将来において税務上の減算額を相殺しうるだけの課税所得がなければ、経済的便益の企業への流入は実現しない。したがって、将来における十分な課税所得の発生が予期され、それに対して繰延税金資産の取崩しが行われうると予測される場合に限り繰延税金資産を認識する。 [par.29]
識される。 [par.20]	
一般的に、繰延税金負債を認識すべきか否かを考慮するとき、企業は期間差異（一時的差異）が消滅する決算期において現行のまたは類似する税法のもとで継続して事業活動を行っているものと通常考えられるため、経済的便益が流出する可能性がかなり高いと考える。 [par.20]	
[par.26]	

会計基準名（公表年月）	IAS 第12号（1979年7月）
6. 法人税もしくは法人税率の変更	〈繰延法を採用した場合〉 税率の変更があっても繰延税金の額の修正を要しない。 〈債権債務法を採用した場合〉 税率の変更があれば繰延税金の額の修正を要する。 [pars.13,16]
7. 貸借対照表表示	繰延税金の残高は貸借対照表の資本の部から分離して表示しなければならないと明示しているだけで、具体的な表示法は示されていない。 [par.45]
8. 繰越欠損金が存在する場合の処理	以下の2つの場合を除いて、繰越欠損金にかかる税効果は、それが実現する決算期まで損益計算に算入してはならない。 ①繰越欠損金にかかる税効果の実現するために必要な将来の課税所得が十分に見込まれるものと合理的な判断によって確かめられる場合には、当該欠損期の損益計算に算入することができる。 ②繰越欠損金にかかる税効果で、①の条件を満たされない場合でも、繰延税金の差引貸方残高を限度として当該欠損年度の損益計算に算入することができる。 [pars.46,47,48,49,50]

税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について

公開草案第33号（1989年1月）	公開草案第49号（1994年10月）
税率の変更があれば繰延税金の額の修正を要する。 [par.12]	[par.10]
繰延税金資産・負債は、貸借対照表において他の資産・負債とは別個に分類される。 企業が財務諸表上において流動資産・負債と固定資産・負債とを区分している場合には、この区分を保つために繰延税金資産および負債の流動・固定の部分は別個に表示される。当該区分は、対象となる期間差異（一時的差異）の解消見込み時期に基づいて行われる。 [pars.33,34]	[pars.61,62]
当期において税務上の欠損金に関連する税の軽減額が、将来の決算期における税額の減額に用いられるということを、合理的な判断によって確かめられる場合には、税の軽減額は、直ちに税金費用に認識し、資産として認識しなければならない。なお、合理的な判断により確かめられるための要件は、次の場合に満たされる。 ①個別に認識でき、かつ臨時的な原因によって生じた欠損金であり、かつ ②当該企業の収益力に関して長期にわたる記録があり、かつその収益力が継続する可能性が大きいこと。 [pars.23,24]	一時的差異同様、繰越欠損金についても、将来における十分な課税所得の発生が予期され、それに対して繰延税金資産の取崩しが行われうると予測される場合に限り繰延税金資産を認識する。 ただし、税額に加算される一時的差異があるときには、それと相殺しうる範囲内で繰延税金資産を認識できる。なお、繰延べに一定の期限が設定されている場合には、その期間内に加算される税額の範囲内に制限される。 [pars.37,38]

付録 税効果会計の適用事例

税効果会計の実際の適用事例として、Citicorp（米国）の1994年度の Annual Report の関係部分の抜粋をここに記載する。

FINANCIAL STATEMENTS

CONSOLIDATED STATEMENT OF INCOME

Citicorp and Subsidiaries

In Millions of Dollars Except Per Share Amounts

	1994	1993	1992
Interest Revenue			
Interest and Fees on Loans	\$16,241	\$16,408	\$18,476
Interest on Deposits with Banks	895	1,016	1,029
Interest on Federal Funds Sold and Securities Purchased Under Resale Agreements	3,318	2,952	1,393
Interest and Dividends on Securities (Note 1)	1,266	950	875
Interest on Trading Account Assets	2,093	2,485	2,010
	<u>23,813</u>	<u>23,811</u>	<u>23,783</u>
Interest Expense			
Interest on Deposits	8,996	9,797	10,458
Interest on Trading Account Liabilities	267	195	175
Interest on Purchased Funds and Other Borrowings (Note 1)	3,939	4,155	3,414
Interest on Long-Term Debt and Subordinated Capital Notes (Note 1)	1,700	1,974	2,280
	<u>14,902</u>	<u>16,121</u>	<u>16,327</u>
Net Interest Revenue	<u>8,911</u>	<u>7,690</u>	<u>7,456</u>
Provision for Credit Losses (Note 1)	<u>1,881</u>	<u>2,600</u>	<u>4,146</u>
Net Interest Revenue After Provision for Credit Losses	<u>7,030</u>	<u>5,090</u>	<u>3,310</u>
Fees, Commissions, and Other Revenue			
Fees and Commissions (Note 6)	5,155	5,057	5,084
Trading Account	158	939	326
Foreign Exchange	573	995	1,005
Securities Transactions (Notes 1 and 8)	200	94	12
Other Revenue	1,751	1,300	1,738
	<u>7,837</u>	<u>8,385</u>	<u>8,165</u>
Other Operating Expense			
Salaries	4,029	3,817	3,683
Employee Benefits (Note 7)	1,136	1,028	965
Total Employee Expense	5,165	4,845	4,648
Net Premises and Equipment Expense (Notes 2 and 11)	1,583	1,601	1,680
Restructuring Charges	—	425	227
Other Expense	3,508	3,744	3,502
	<u>10,256</u>	<u>10,615</u>	<u>10,057</u>
Income Before Taxes and Cumulative Effects of Accounting Changes	<u>4,611</u>	<u>2,860</u>	<u>1,418</u>
Income Taxes (Note 8)	<u>1,189</u>	<u>941</u>	<u>696</u>
Income Before Cumulative Effects of Accounting Changes	<u>3,422</u>	<u>1,919</u>	<u>722</u>
Cumulative Effects of Accounting Changes:			
Employers' Accounting for Postemployment Benefits (Note 7)	(56)	—	—
Accounting for Income Taxes (Note 8)	—	300	—
Net Income	<u>\$ 3,366</u>	<u>\$ 2,219</u>	<u>\$ 722</u>
Income Applicable to Common Stock	<u>\$ 3,010</u>	<u>\$ 1,900</u>	<u>\$ 497</u>
Earnings Per Share (Note 9)			
On Common and Common Equivalent Shares			
Income Before Cumulative Effects of Accounting Changes	\$ 7.15	\$ 3.82	\$ 1.35
Cumulative Effects of Accounting Changes:			
Employers' Accounting for Postemployment Benefits	(0.12)	—	—
Accounting for Income Taxes	—	0.68	—
Net Income	<u>\$ 7.03</u>	<u>\$ 4.50</u>	<u>\$ 1.35</u>
Assuming Full Dilution			
Income Before Cumulative Effects of Accounting Changes	\$ 6.40	\$ 3.53	\$ 1.35
Cumulative Effects of Accounting Changes:			
Employers' Accounting for Postemployment Benefits	(0.11)	—	—
Accounting for Income Taxes	—	0.58	—
Net Income	<u>\$ 6.29</u>	<u>\$ 4.11</u>	<u>\$ 1.35</u>

Accounting policies and explanatory notes on pages 53 through 73 form an integral part of the financial statements.

税効果会計導入の必要性と導入に伴う問題点について

CONSOLIDATED BALANCE SHEET

Citicorp and Subsidiaries

In Millions of Dollars

December 31, 1994

December 31, 1993

Assets		
Cash and Due from Banks	\$ 6,470	\$ 4,836
Deposits at Interest with Banks	6,862	6,749
Securities (Note 1)		
Held to Maturity (Fair Value \$4,638 in 1994 and \$5,666 in 1993)	5,092	5,637
Available for Sale (At Fair Value in 1994, Fair Value \$9,088 in 1993)	13,602	8,705
Venture Capital	2,009	1,489
Trading Account Assets (Note 1)	38,875	23,783
Federal Funds Sold and Securities Purchased Under Resale Agreements	6,995	7,339
Loans, Net of Unearned Income (Note 1)		
Consumer	96,600	84,354
Commercial	55,820	54,613
Total Loans, Net of Unearned Income	152,420	138,967
Allowance for Credit Losses (Note 1)	(5,155)	(4,379)
Customers' Acceptance Liability	1,420	1,512
Premises and Equipment, Net (Note 2)	4,062	3,842
Interest and Fees Receivable	2,654	2,552
Other Assets (Notes 1, 3, 7, and 8)	15,183	15,542
Total	\$250,489	\$216,574
Liabilities		
Non-Interest-Bearing Deposits in U.S. Offices	\$ 13,648	\$ 13,442
Interest-Bearing Deposits in U.S. Offices	35,699	38,347
Non-Interest-Bearing Deposits in Offices Outside the U.S.	7,212	6,644
Interest-Bearing Deposits in Offices Outside the U.S.	99,167	86,656
Total Deposits	155,726	145,089
Trading Account Liabilities (Note 1)	22,382	5,478
Purchased Funds and Other Borrowings (Note 1)	20,907	16,777
Acceptances Outstanding	1,440	1,531
Accrued Taxes and Other Expenses	5,493	6,452
Other Liabilities	8,878	9,134
Long-Term Debt (Note 1)	16,497	16,010
Subordinated Capital Notes (Note 1)	1,397	2,150
Stockholders' Equity		
Preferred Stock (Note 4)	4,187	3,887
Common Stock (\$1.00 par value) (Note 5)	421	412
Issued Shares: 420,589,459 in 1994 and 412,017,300 in 1993		
Surplus	4,194	3,898
Retained Earnings	9,561	6,729
Net Unrealized Gains—Securities Available for Sale (Note 1)	278	—
Foreign Currency Translation	(471)	(580)
Common Stock in Treasury, at Cost	(401)	(393)
Shares: 25,508,610 in 1994 and 25,527,133 in 1993		
Total Stockholders' Equity	17,769	13,953
Total	\$250,489	\$216,574

Accounting policies and explanatory notes on pages 53 through 73 form an integral part of the financial statements.

金 融 研 究

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS

Citicorp and Subsidiaries

In Millions of Dollars

	1994	1993	1992
Cash Flows from Operating Activities			
Net Income	\$ 3,366	\$ 2,219	\$ 722
Adjustments to Reconcile Net Income to Net Cash Provided by (Used In) Operating Activities:			
Provision for Credit Losses	1,881	2,600	4,146
Depreciation and Amortization of Premises and Equipment	571	568	587
Amortization of Goodwill	47	55	60
Restructuring Charges	—	425	227
Business Writedowns	—	179	—
Provision for Deferred Taxes	(299)	(612)	4
Cumulative Effects of Accounting Changes (Notes 1 and 8)	56	(300)	—
Venture Capital Activity	(520)	(161)	249
Net (Gain) on Sale of Securities	(200)	(94)	(12)
Net (Gain) on the Sale of Subsidiaries and Affiliates	(12)	(77)	(417)
Changes in Accruals and Other, Net	(3,164)	993	(1,648)
Net (Increase) in Trading Account Assets (Note 1)	(15,092)	(3,449)	(5,021)
Net Increase in Trading Account Liabilities (Note 1)	16,904	638	162
Total Adjustments	172	765	(1,663)
NET CASH PROVIDED BY (USED IN) OPERATING ACTIVITIES	3,538	2,984	(941)
Cash Flows from Investing Activities			
Net (Increase) Decrease in Deposits at Interest with Banks	(113)	(199)	137
Securities—Held to Maturity			
Purchases	(9,645)	(15,381)	(24,712)
Maturities	11,722	16,397	20,732
Securities—Available for Sale			
Purchases	(20,422)	(15,636)	(3,022)
Proceeds from Sales	10,928	7,886	5,100
Maturities	7,185	5,202	872
Net Decrease (Increase) in Federal Funds Sold and Securities Purchased Under Resale Agreements	344	(958)	(1,831)
Net (Increase) in Loans	(108,473)	(86,698)	(78,426)
Proceeds from Sales of Loans and Credit Card Receivables	90,184	82,961	82,746
Capital Expenditures on Premises and Equipment	(941)	(829)	(1,252)
Proceeds from Sales of Premises and Equipment	155	175	342
Proceeds from Sales of Subsidiaries and Affiliates	25	230	1,453
Proceeds from Sales of Other Real Estate Owned ("OREO")	2,213	1,740	1,052
NET CASH (USED IN) PROVIDED BY INVESTING ACTIVITIES	(16,838)	(5,110)	3,191
Cash Flows from Financing Activities			
Net Increase (Decrease) in Deposits	10,637	2,816	(2,200)
Net Increase (Decrease) in Federal Funds Purchased and Securities Sold Under Repurchase Agreements	2,448	(1,336)	2,633
Proceeds from Issuance of Commercial Paper and Funds Borrowed with Original Maturities of Less Than One Year	402,773	335,235	360,550
Repayment of Commercial Paper and Funds Borrowed with Original Maturities of Less Than One Year	(400,471)	(333,417)	(361,403)
Proceeds from Issuance of Long-Term Debt and Subordinated Capital Notes	4,576	4,682	3,460
Repayment of Long-Term Debt and Subordinated Capital Notes	(5,039)	(6,444)	(6,365)
Proceeds from Issuance of Preferred Stock	388	654	1,275
Redemption of Preferred Stock	(100)	—	—
Proceeds from Issuance of Common Stock	226	302	119
Dividends Paid	(533)	(313)	(216)
NET CASH PROVIDED BY (USED IN) FINANCING ACTIVITIES	14,905	2,179	(2,147)
Effect of Exchange Rate Changes on Cash and Due from Banks	29	(355)	(293)
Net Increase (Decrease) in Cash and Due from Banks	1,634	(302)	(190)
Cash and Due from Banks at Beginning of Year	4,836	5,138	5,328
CASH AND DUE FROM BANKS AT END OF YEAR	\$ 6,470	\$ 4,836	\$ 5,138
Supplemental Disclosure of Cash Flow Information			
Cash Paid During the Year for:			
Interest	\$ 12,977	\$ 14,481	\$ 14,493
Income Taxes	1,522	1,197	473
Non-Cash Investing Activities			
Transfers from Loans to OREO	1,152	1,644	3,761

Accounting policies and explanatory notes on pages 53 through 73 form an integral part of the financial statements.

STATEMENT OF ACCOUNTING POLICIES

INCOME TAXES

Effective January 1, 1993, Citicorp adopted SFAS No. 109, "Accounting for Income Taxes" (see Note 8). Deferred taxes are recorded for the future tax consequences of events that have been recognized in the financial statements or tax returns, based upon enacted tax laws and rates, including an appropriate provision for taxes on undistributed income of subsidiaries and affiliates. Deferred tax assets are recognized subject to management's judgment that realization is more likely than not. Prior to 1993, Citicorp applied Accounting Principles Board Opinion No. 11.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

8. INCOME TAXES

As discussed in the statement of accounting policies, Citicorp adopted SFAS No. 109 as of January 1, 1993. The cumulative effect of this change in accounting for income taxes, a \$300 million benefit, is reported separately in Citicorp's 1993 consolidated statement of income. Prior-year taxes were not restated.

<i>In Millions of Dollars</i>	1994	1993	1992
Provision for Taxes on Income	\$1,189	\$941	\$696
Income Tax Expense (Benefit) Reported in Stockholders' Equity related to:			
Foreign Currency Translation	(15)	(13)	(7)
Securities Available for Sale	136	—	—
Employee Stock Plans	(41)	—	—
	1,269	928	689
Tax Benefit Attributable to Cumulative Effects of Accounting Changes:			
Postemployment Benefits	(39)	—	—
Accounting for Income Taxes	—	(300)	—
Total Income Taxes	\$1,230	\$628	\$689

Components of Total Income Taxes

<i>In Millions of Dollars</i>	1994	1993	1992
U.S.			
Current			
U.S. Federal	\$ 367	\$ 478	\$ 75
State and Local	145	206	36
	512	684	111
Deferred			
U.S. Federal	(298)	(595)	(23)
State and Local	(1)	(17)	27
	(299)	(612)	4
Total U.S.	213	72	115
Foreign (substantially current)	1,056	856	574
	1,269	928	689
Tax Benefit Attributable to Cumulative Effects of Accounting Changes:			
Postemployment Benefits	(39)	—	—
Accounting for Income Taxes	—	(300)	—
Total Income Taxes	\$1,230	\$ 628	\$ 689

Within the total provision, the tax effect of securities transactions amounted to a provision of \$70 million in 1994, \$33 million in 1993, and \$4 million in 1992.

As a U.S. corporation, Citicorp is subject to U.S. taxation currently on all of its foreign pretax earnings if earned by a foreign branch or when earnings are effectively repatriated if earned by a foreign subsidiary or affiliate. In addition, certain of Citicorp's U.S. income is subject to foreign income tax where the payor of such income is domiciled outside the United States. For purposes of disclosure under rules of the Securities and Exchange Commission, foreign pretax earnings approximated \$3,641 million in 1994, \$3,023 million in 1993 and \$2,326 million in 1992.

The tax effects of significant temporary differences are presented below. The net deferred tax asset is included in Citicorp's consolidated balance sheet in other assets and represents the sum of the temporary difference components of those tax jurisdictions with net deductible amounts or tax carryforwards in future years. The net deferred tax liability is included in accrued taxes and other expenses and represents the sum of the temporary difference components of those tax jurisdictions with net taxable amounts in future years.

Components of Deferred Tax Balances

<i>In Millions of Dollars at Year-End</i>	1994	1993
Net Deferred Tax Asset		
Tax Effects of Deductible Temporary Differences and Carryforwards:		
Credit Loss Deduction	\$ 1,996	\$ 1,801
Interest Related Items	476	428
Unremitted Foreign Income	946	754
Foreign and State Loss Carryforwards	422	300
Other ⁽¹⁾	(98)	511
	<u>3,747</u>	<u>3,794</u>
Tax Effects of Taxable Temporary Differences:		
Lease Financing	680	664
Derivative Products	429	324
Venture Capital	322	202
Mortgage Pass-Through Sales	125	156
	<u>1,556</u>	<u>1,346</u>
Net Potential Deferred Tax Assets	2,191	2,448
Valuation Reserve	(511)	(1,120)
Net Deferred Tax Asset	\$ 1,680	\$ 1,328
Net Deferred Tax Liability⁽²⁾	\$ 724	\$ 549

(1) Includes deductible temporary differences related to restructuring charges, depreciation, prepaid items, and other less significant items.

(2) Includes credit losses (\$347 million in 1994, \$228 million in 1993), leasing (\$66 million in 1994, \$131 million in 1993), and other less significant items.

The 1994 net change in the U.S. federal valuation allowance related to deferred tax assets was a decrease of \$629 million consisting of \$150 million relating to a favorable reassessment of future earnings expectations and \$479 million relating to the current year. These amounts are included in the \$299 million U.S. deferred benefit component of total income taxes. The remaining valuation allowance of \$511 million at December 31, 1994 is primarily reserved for specific U.S. federal, state and local, and foreign tax carryforwards or tax law restrictions on benefit recognition in these jurisdictions. Management believes that the realization of the recognized net deferred tax asset of \$1,680 million is more likely than not, based on the expectation that Citicorp will generate the necessary amount and mix of taxable income in future periods. Additionally, Citicorp has carryback ability for approximately \$1,000 million of these deferred tax assets as of December 31, 1994, and also has tax planning strategies available which enhance its ability to utilize these tax benefits.

For the year ended December 31, 1992, deferred income tax expense of \$4 million results from timing differences in the recognition of income and expense for tax and financial reporting purposes. The primary sources of these timing differences were unremitted foreign income, credit loss deductions, interest related items, mortgage pass-through sales, and lease financing transactions.

The following table reconciles the income tax provision on income before taxes and cumulative effects of accounting changes, computed at the applicable U.S. federal statutory tax rate to the provision for taxes on income.

Reconciliation of Statutory Tax to Tax Expense

<i>In Millions of Dollars</i>	1994	1993	1992
Statutory U.S. Federal Tax Expense	\$1,614	\$1,001	\$482
Increase (Reduction) in Taxes Resulting from:			
Tax-Exempt Interest Income	(14)	(8)	(11)
State and Local Income Taxes, Net of U.S. Federal Income Tax Benefit	117	115	42
Goodwill	14	17	31
Valuation Allowance Change Related to Current Year	(479)	(80)	—
Taxes on Income of Operations Outside the U.S.	86	117	105
Other	1	(21)	4
	<u>1,339</u>	<u>1,141</u>	<u>653</u>
Valuation Allowance Change Related to Future Years	(150)	(200)	—
Tax Benefits Not Recognized	—	—	43
Provision for Taxes on Income	\$1,189	\$ 941	\$696